

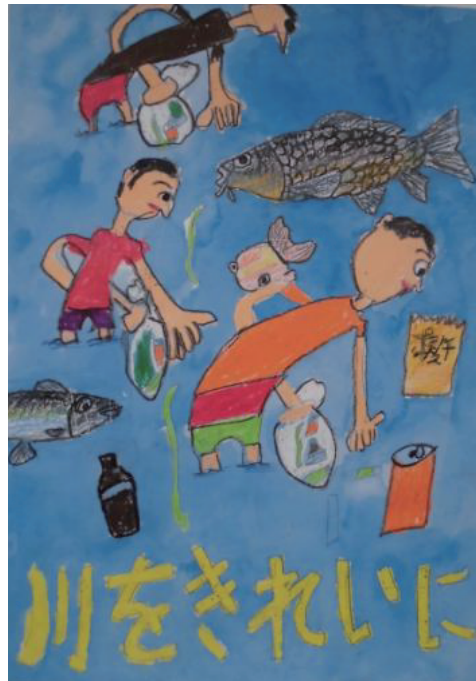
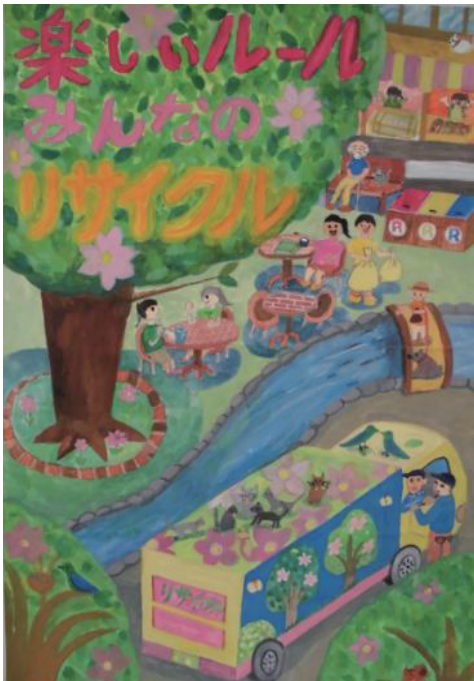


神奈川県

環境農政局環境部資源循環推進課

KANAGAWA

神奈川県 循環型社会づくり計画



表紙の絵は、環境美化や3R（リデュース、リユース、リサイクル）をテーマに、県内の小・中・高校生を対象として実施しております「かながわゴミゼロクリーンポスターコンクール」の平成28年度最優秀作品です。

県民の皆様へ



私たちは、日々の暮らしの中で、地球上の限りある資源の恵みを利用し、物質的な「豊かさ」や「便利さ」を享受していますが、その一方で、廃棄物を出すことで、環境に負荷を与えています。

これらを地球規模で見ると、人口の増加により資源の枯渇が進行し、廃棄物の発生量は増大し続けている状況です。

そのため、2016（平成 28）年 5 月の G 7 富山環境大臣会合において、資源効率性の向上や 3 R（排出抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）の推進を掲げた「富山物質循環フレームワーク」が採択されるなど、物質循環や 3 R の必要性は世界共通の認識となっています。

本県においては、全国で 5 番目に狭い県土に、全国第 2 位の 915 万人の方々が生息し、また、事業活動も活発に行われていることから、依然として廃棄物の排出量が高水準で推移しています。

将来にわたり、県民が快適な生活や良好な環境を享受できるようにするため、私たち一人ひとりが、できるだけ廃棄物を出さず、廃棄物を有用な資源として循環的に利用する循環型社会の重要性を認識し、その実現に向けた取組を、これまで以上に主体的に進めていくことが必要です。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から 6 年が経過しました。本県においても、首都直下地震等の大規模地震発生への切迫性が指摘されており、大規模災害発生時に大量の廃棄物の発生が想定されることから、平時から災害廃棄物対策について取り組む必要があります。

廃棄物をめぐるこれらの状況を踏まえ、県では、計画期間を 2012（平成 24）年度から 2021（平成 33）年度までの 10 年間として策定した「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂するとともに、前半 5 年間の事業計画が終了するため、後半 5 年間の事業計画を設定しました。

引き続き、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念に掲げ、県自ら事業者としての取組を率先して行うとともに、広域自治体の責務として、市町村や事業者など、各主体の皆様を取組を支援することにより、廃棄物の適正処理と 3 R の推進に積極的に取り組んでまいります。

計画の改訂に当たり、多くの県民の皆様から貴重なご意見、ご提案をいただきとともに、神奈川県環境審議会及び県議会においてご審議をいただきました。ご協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。

今後とも、県民、事業者、市町村の皆様と力を合わせて、計画を着実に推進し、環境への負荷をできるだけ低減する循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

神奈川県知事 高橋 祐治

目次

はじめに	1
1 改訂の趣旨	1
2 循環型計画の性格	1
3 循環型計画の期間	1
4 循環型計画と他の計画との関係	1
基本理念（本県の目指す姿）	4
廃棄物をめぐる最近の動向	5
1 国等の動向	5
2 廃棄物の現状と課題	6
計画目標	10
事業計画	12
1 施策の基本的な方向	12
2 施策事業	13
大柱 資源循環の推進	14
中柱 - 1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進	14
中柱 - 2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進	18
中柱 - 3 人材の育成と広域連携の推進等	21
大柱 適正処理の推進	23
中柱 - 1 廃棄物の適正処理の推進	23
中柱 - 2 PCB廃棄物の確実な処理	26
中柱 - 3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進	27
中柱 - 4 海岸美化等の推進	29
大柱 災害廃棄物対策	31
計画の推進	33
1 県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働	33
2 計画の進行管理	33
資料編	34

はじめに

1 改訂の趣旨

本県では、循環型社会¹の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに具体的に進めていくために、2002(平成14)年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しました。

その後、2012(平成24)年3月に計画の改定を行い、名称を「神奈川県循環型社会づくり計画」(以下「循環型計画」という。)と改め、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、計画期間を2012(平成24)年度から2021(平成33)年度とし、前半の5年間(2012(平成24)年度から2016(平成28)年度)の事業計画を設定して取組の推進を図ってきました。

2016(平成28)年度に事業計画が終了するため、今回の改訂では、後半の5年間(2017(平成29)年度から2021(平成33)年度まで)の事業計画を設定します。

また、廃棄物をめぐる最近の動向や廃棄物の再生利用率²が伸び悩んでいる状況を踏まえ、再生利用率に係る目標等を追加します。

2 循環型計画の性格

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画であり、同法第5条の2により定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)に即して定めています。

それと同時に、本県における循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、市町村、県がそれぞれ主体的に、そして、相互に連携して取組を進めるための計画です。

3 循環型計画の期間

計画期間は、2012(平成24)年度から2021(平成33)年度までの10年間です。

なお、事業計画期間は、2017(平成29)年度から2021(平成33)年度までの5年間とします。

4 循環型計画と他の計画との関係

(1) 他の県計画との関係

ア かながわランドデザイン(県の総合計画)

「かながわランドデザイン」は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画です。循環型計画は、「かながわランドデザイン」を支える主な個別計画として定めるものです。

¹ 本文中で「」が付いている用語は、資料編の用語の解説に掲載しているものです。同じ用語が複数回記載されている場合は、「」は最初に記載されている箇所のみ付けています。

² 本計画中の表及びグラフの数値は、単位未満で四捨五入したため、合計と内訳の計が必ずしも一致しません。

イ 神奈川県環境基本計画

「神奈川県環境基本計画」は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。循環型計画は、この中の廃棄物分野に関して「循環型社会」の実現に向けた計画として定めるものです。

ウ 廃棄物等に関して県が策定する法定計画

(ア) 神奈川県分別収集促進計画

「神奈川県分別収集促進計画」は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第9条に基づく法定計画であるとともに、循環型計画における分別収集のうち、容器包装 廃棄物の分別収集を促進するための計画です。

(イ) 神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県PCB廃棄物処理計画」という。）は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）第7条に基づく法定計画であるとともに、循環型計画におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に進めるための計画です。

(ウ) 神奈川県海岸漂着物対策地域計画

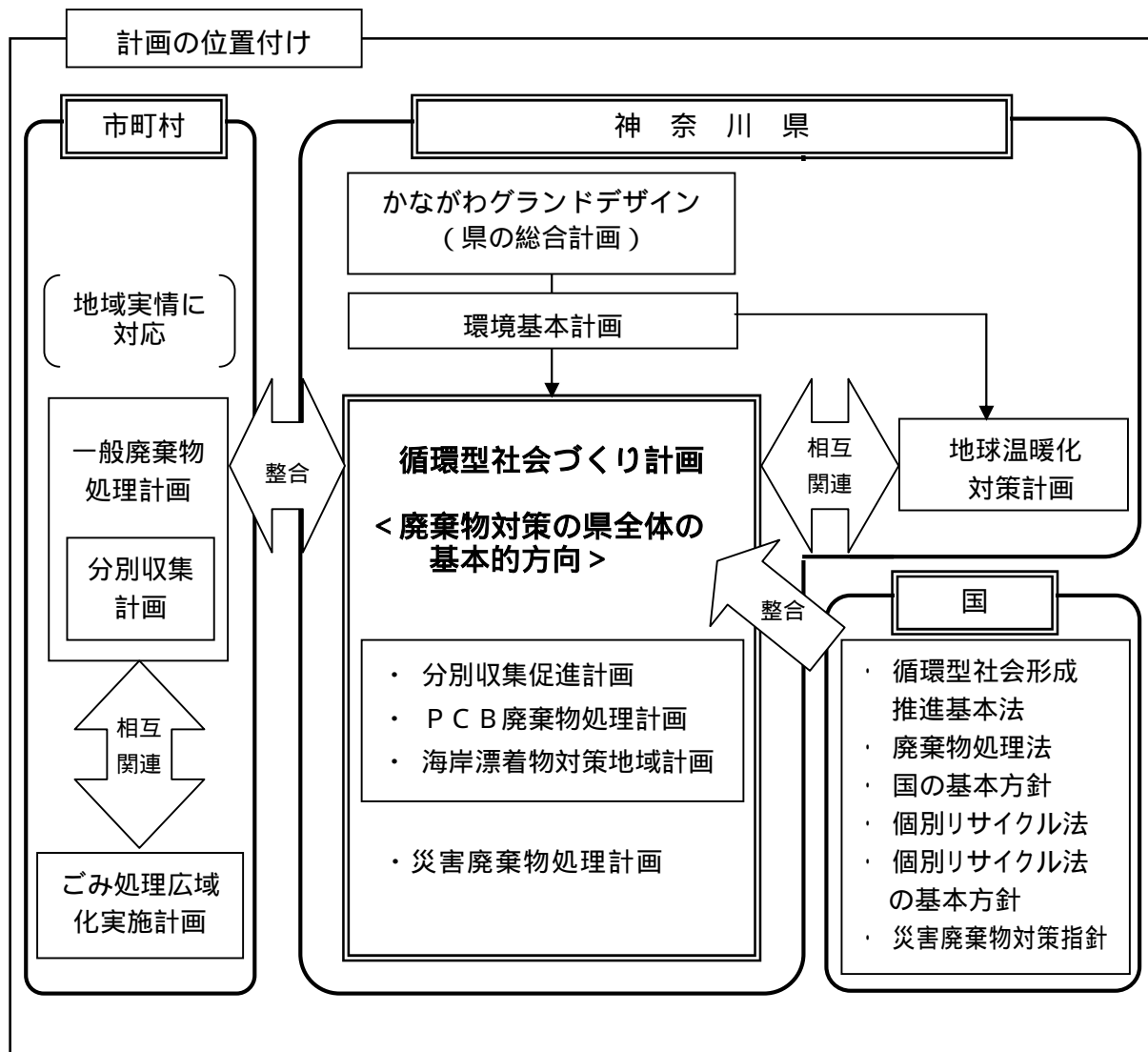
「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に基づく法定計画であるとともに、循環型計画における海岸漂着物等の適正処理を推進するための計画です。

(2) 市町村計画との関係

市町村は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画 や容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画を策定しています。

循環型計画は、こうした市町村の取組をより効果的に進めていくため、県全体としての廃棄物対策の基本的方向を示すものです。

また、市町村は、これまで、県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」（1998(平成 10)年3月策定）の方向に沿って、ごみの減量化・再資源化の推進による循環型社会の構築、ごみの適正処理による環境負荷の低減及びごみ処理事業の効率化を進めるため、広域ブロックごとに「ごみ処理広域化実施計画」の策定に取り組んできました。県は、循環型計画を推進する中で、「ごみ処理広域化実施計画」に基づく市町村の一般廃棄物処理施設の整備を支援しています。



基本理念（本県の目指す姿）

県民、事業者、市町村と県がともに目指す姿として、引き続き「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、取組を推進します。

廃棄物ゼロ社会

私たちは、限りある資源や一度損なわれると回復困難な地球環境のもとに暮らしています。私たちが享受する豊かさを将来の世代にも引き継ぐには、豊かさの源である天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作っていく必要があります。

そのためには、県民及び事業者や行政が環境の保全に配慮し、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者の責任だけでなく、製品の製造者等も一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方も取り入れた循環型社会を実現する必要があります。

循環型社会では、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような「廃棄物ゼロ社会」を目指すことになります。つまり、循環型社会の最終目標が廃棄物ゼロとなります。

廃棄物ゼロの実現には3R（スリーアール）に取り組む必要があります。最初に取り組む「R」は、廃棄物の排出そのものをできる限り減らすこと（排出抑制：リデュース（Reduce））、次いで、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うこと（再使用：リユース（Reuse））、最後に、繰り返し使えないものは、資源として活用すること（再生利用：リサイクル（Recycle））を進めます。

資源の循環に当たっては、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広げます。また、廃棄物を処分する場合は、できるだけ自らの地域で適正に行います。

さらに、地球温暖化防止に寄与するため、低炭素社会を目指し、廃棄物の焼却処分時の熱回収など、廃棄物をエネルギー資源としても利活用していきます。そして、エネルギーの地産地消を進め、安全安心を前提に、廃棄物の適正利用を進めます。

廃棄物をめぐる最近の動向

1 国等の動向

(1) 国の動向

ア 第三次循環型社会形成推進基本計画 の策定

2013(平成 25)年 5 月に、循環型社会形成推進基本法に基づく、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(以下「第三次循環基本計画」という。)が策定されました。第三次循環基本計画では、これまでの循環の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目した施策が位置付けられました。

イ 廃棄物処理法等の改正

2015(平成 27)年 8 月に、東日本大震災の教訓を踏まえて廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正され、非常災害時の廃棄物処理の基本方針、役割分担が明記されるとともに、都道府県の廃棄物処理計画に非常災害時の廃棄物処理について定めること等が規定されました。

ウ 国の基本方針の変更

2016(平成 28)年 1 月に、国の基本方針が変更され、第三次循環基本計画の目標設定の考え方を基本として目標量が設定されたほか、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等がその内容に盛り込まれました。

エ その他法改正等

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、2017(平成 29)年度までに水銀廃棄物等に係る国内関連法が段階的に施行されるほか、2017(平成 29)年 4 月に海洋投入処分 に係る規制の厳格化に係る海洋汚染防止法 の告示改正の施行が予定されています。

(2) 市町村の動向

生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルなどの取組の浸透や新聞等の紙媒体からパソコン等の電子媒体への移行に伴うペーパーレス化 等による排出抑制、容器包装廃棄物、小型家電 等の分別収集品目の拡大や資源物収集量の増加など、具体的な数値目標を掲げた一般廃棄物 の排出抑制や循環的利用 の取組が進展しています。

また、一部の市町村では、ごみ処理の有料化や指定袋の導入、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者への個別指導に加え、高齢社会など時代背景に合わせた施策として、高齢者・障害者を対象とした戸別収集に取り組んでいます。

(3) 県の動向

2015(平成 27)年 7 月に、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」の第 2 期実施計画を策定し、2016(平成 28)年 3 月に「神奈川県環境基本計画」を新たに策定しました。

廃棄物に係る計画については、2016(平成 28)年 8 月に「第 8 期神奈川県分別収集促進計画」を策定、2017(平成 29)年 3 月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」を新たに策定するとともに「県 P C B 廃棄物処理計画」を変更しました。

2 廃棄物の現状と課題

(1) 一般廃棄物

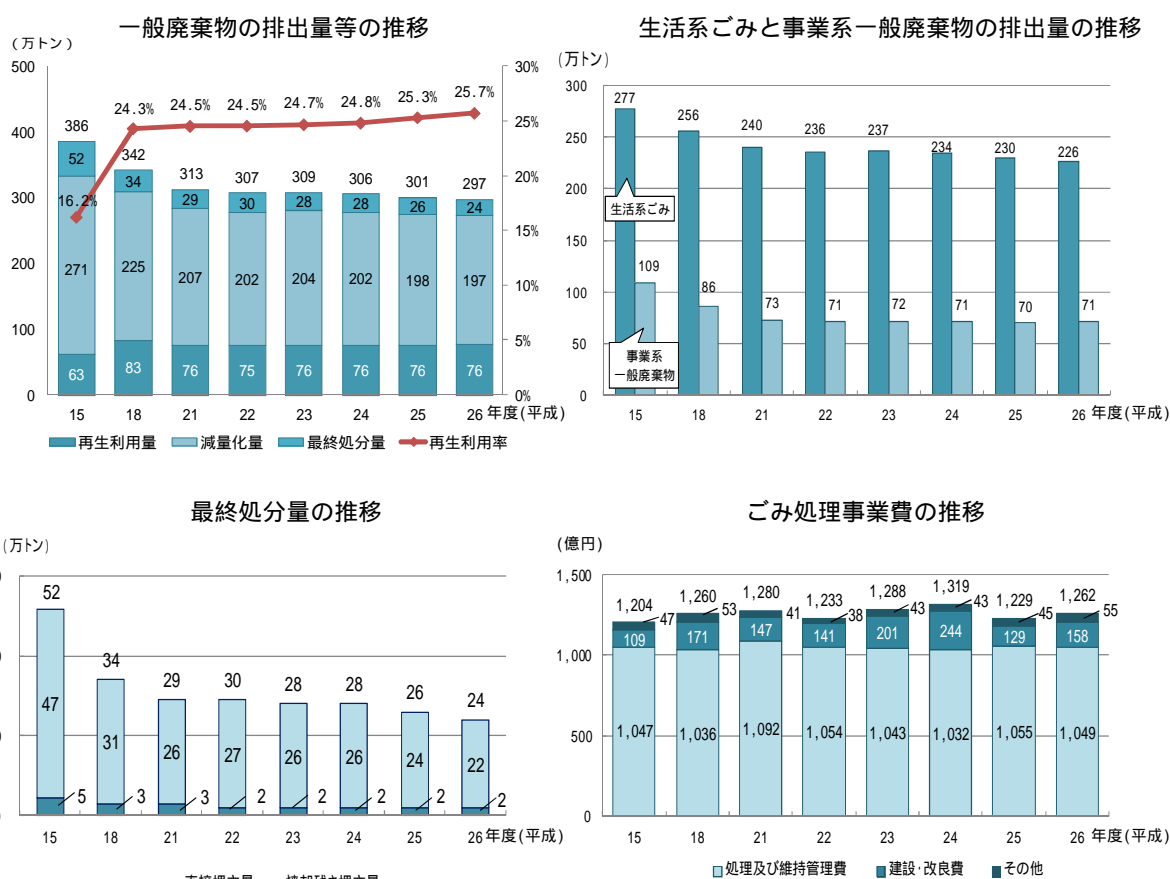
【現 状】

排出量は、生活系ごみ については、県人口が増加したものの、大都市部を中心に排出抑制の取組が本格化したことから減少傾向で推移していますが、事業系一般廃棄物については、近年横ばい傾向で推移しています。

再生利用率は、個別リサイクル法による市町村の資源ごみ回収量の増加等により、2003(平成 15)年度から、9.5 ポイント上昇していますが、近年は横ばいで推移しています。

最終処分量は、2003(平成 15)年度以降減少傾向にあります。

市町村のごみ処理事業費のうち、処理及び維持管理費はここ 10 年横ばいで推移しています。



(出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要)

【課 題】

更なる排出抑制、再使用、再生利用の促進に取り組むことにより、最終処分量の削減を図ることが必要です。

市町村のごみ処理事業費の軽減及び廃棄物部門における地球温暖化対策のため、ごみ処理の広域化による効率的な事業の運営、焼却施設でのエネルギー回収などの取組が必要です。

(2) 産業廃棄物

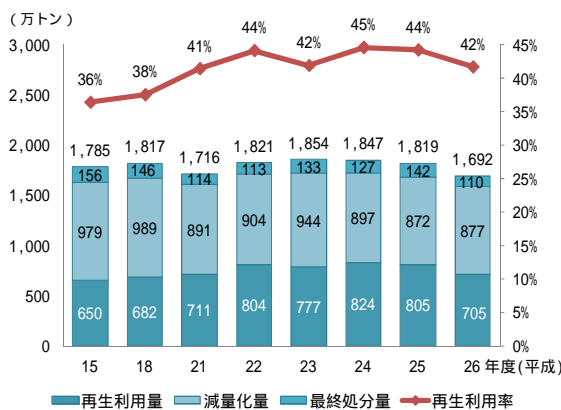
【現 状】

排出量、再生利用率及び最終処分量は、いずれも近年横ばい傾向で推移しています。業種別に見ると電気・ガス・水道業、建設業、製造業の3業種で排出量の約9割を占めており、種類別では、汚泥、がれき類の2種類で約8割を占めています。

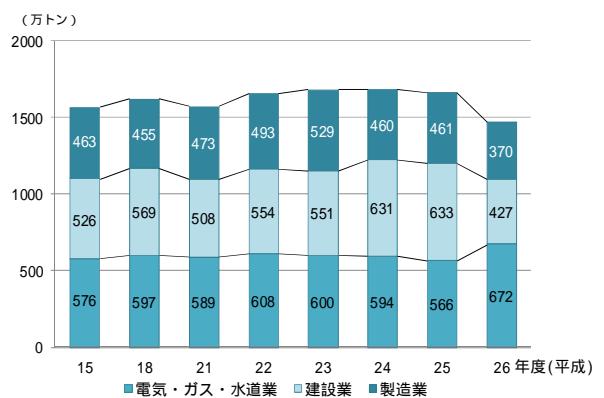
2014(平成26)年度の再生利用率は全体で42%であり、再生利用率の高いものは、がれき類、動物のふん尿でほぼ100%、次いで木くずやばいじんも90%以上が再生利用されています。

2014(平成26)年度最終処分量は110万トンであり、最終処分場で47万トン、海洋投入で63万トンが処分されています。

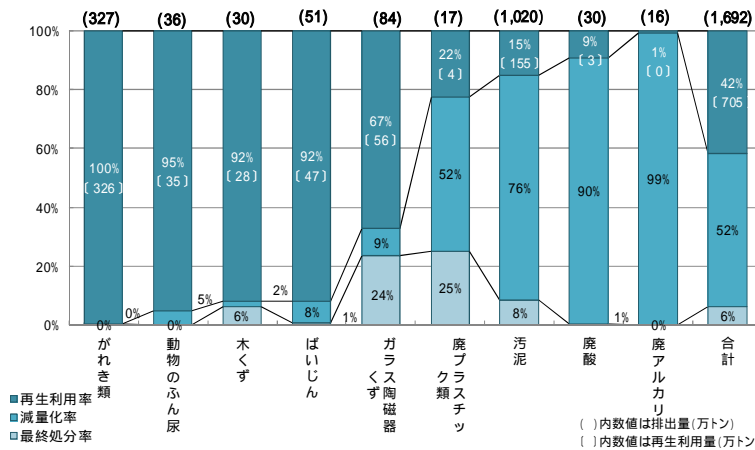
産業廃棄物の排出量等の推移



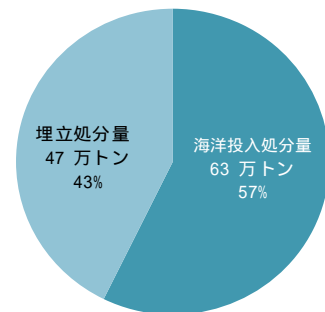
産業廃棄物の主な業種別排出量の推移



主な種類別の減量化・再生利用の状況(平成26年度)



最終処分の状況(平成26年度)



(出典：神奈川県産業廃棄物実態調査報告書)

【課 題】

排出量及び再生利用率が横ばいとなっていることから、排出量の多くを占める業種における自主的な排出抑制や再生利用等の取組の促進が必要です。

排出量の多い建設汚泥については、海洋投入処分の規制の厳格化が図られることを踏まえ、より一層の排出抑制と再生利用の取組を促進していく必要があります。

また、安全安心な廃棄物の処理を確保するため、廃棄物処理法の厳正な運用と優良な産業廃棄物処理業者の育成も必要です。

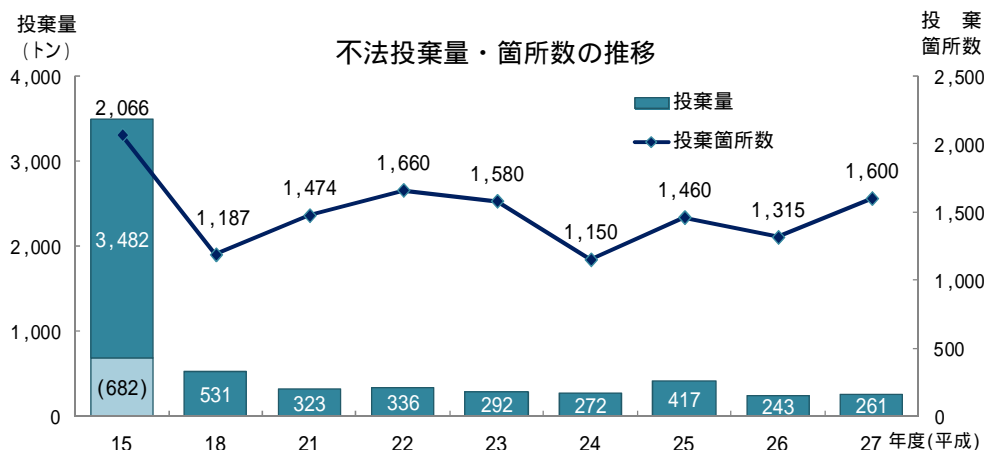
さらに、県内に依然として大量に保管されているPCB廃棄物について、PCB特別措置法に基づく処理期限内の処理を確実に完了させる必要があります。

(3) 不法投棄 ・ 不適正保管

【現 状】

不法投棄量は、2003(平成 15)年度に 2,800 トンの大規模な不法投棄事案が発生したことから急増しましたが、行政代執行により不法投棄物の撤去を実施し、2015(平成 27)年度は 261 トンとなっています。不法投棄箇所は、近年は横ばい傾向で推移しています。

本県では、近年大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していませんが、いわゆる引越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況です。

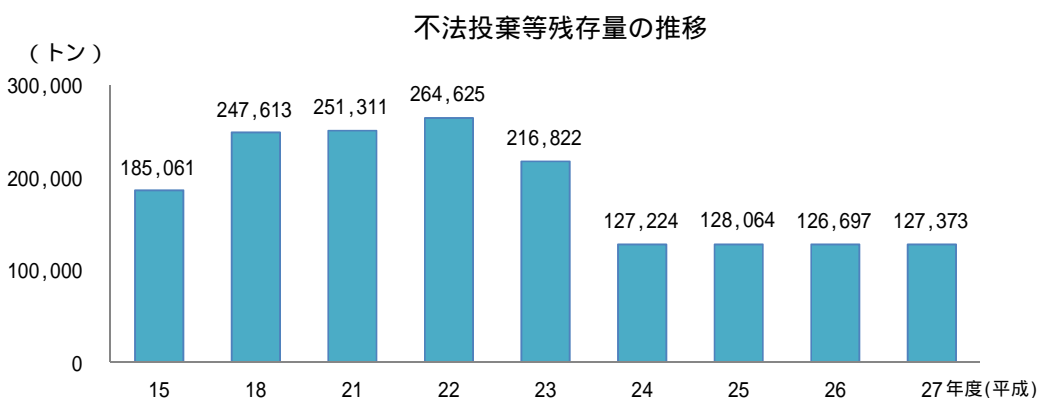


県資源循環推進課調べ(毎年度末の市町村との合同パトロールなどで確認した不法投棄の量・箇所数より作成)

また、不法投棄及び不適正保管(以下「不法投棄等」という。)の残存量^{注)}は、2015(平成 27)年度は 127,373 トンとなっています。

不法投棄等の未然防止・拡大防止のための監視活動や既存の不適正保管に対する指導により、不法投棄等残存量は減少傾向にあります。依然として大量に存在している状況です。

注) 1 件当たり 10 トン以上の不法投棄及び不適正保管の残存量の合計



(出典：産業廃棄物不法投棄等実態調査(環境省))

【課 題】

引き続き、不法投棄の撲滅に向けて、市町村、関係団体、事業者、NPO 等との連携を図る必要があります。

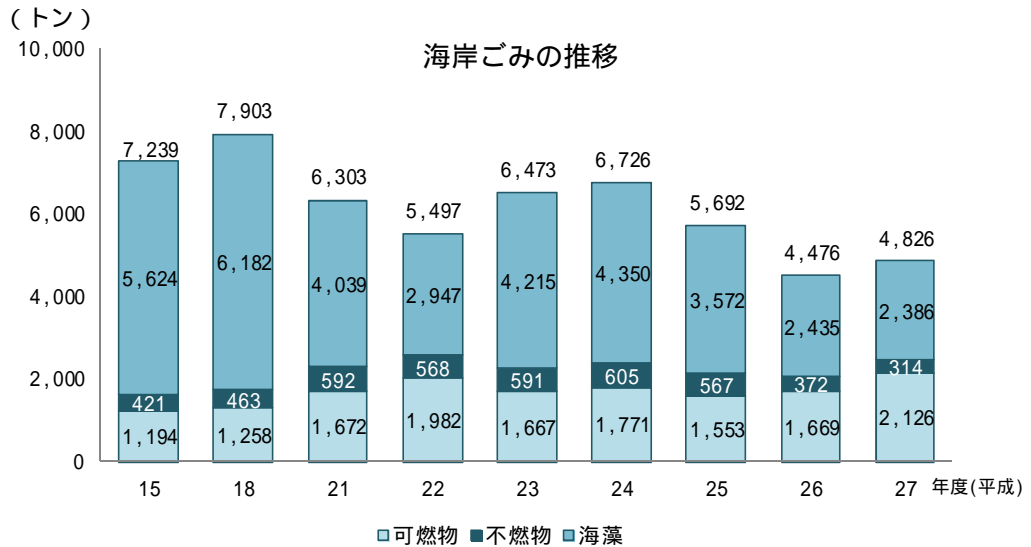
また、社会インフラの整備工事などにより建設廃棄物は今後とも高い水準で排出されることが想定されることから、建設廃棄物の適正な処理が確保されるよう指導を徹底し、不適正保管へ厳正に対応することも重要です。

(4) 海岸美化等

【現 状】

河川等を通じて流出し漂着したごみや海岸に散乱するごみ等は、年間約 4,000 トンから 7,000 トン、海藻を除いた流木や人工ごみ等は 2,000 トン前後で推移しています。

2013(平成 25)年度以降の海岸清掃ボランティア参加者数は、年間 15 万人以上となっています。



(出典：公益財団法人かながわ海岸美化財団「平成 27 年度事業報告書」)

【課 題】

湘南海岸、相模川、丹沢大山などの美しい県土を守るため、県民、関係団体、事業者との協働による美化活動に取り組むなど、引き続き、環境美化を推進する必要があります。

計画目標

将来に向け「廃棄物ゼロ社会」を目指す中で、排出抑制によって、再生、焼却等に伴う環境負荷が低減されるとともに、最終処分量が減少することから、排出量に着目した「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動による廃棄物（事業系一般廃棄物と産業廃棄物）」の原単位を用いた目標を設定しており、引き続き、目標管理していきます。

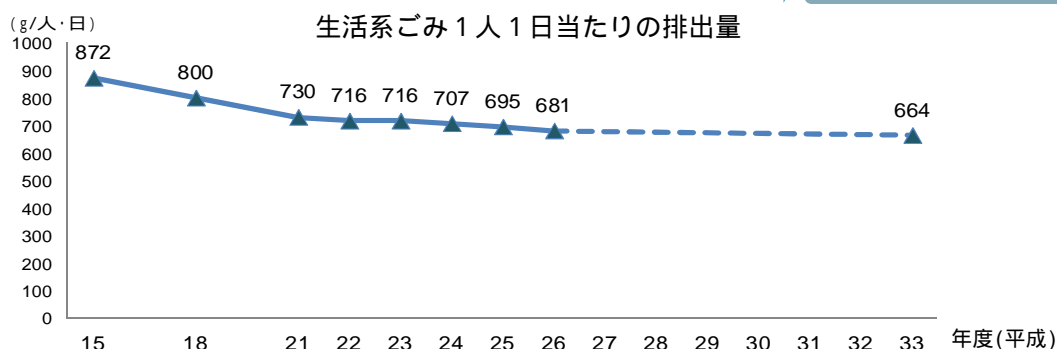
また、排出を抑制してもなお発生するものは、適正処理を前提として、資源として活用し天然資源の消費を抑制することも重要です。そこで、既存の排出量に係る目標に加え、かながわグランドデザイン及び環境基本計画の目標を参考に、再生利用に係る目標及び適正処理に係る目標を位置付けます。

なお、最終処分量については、計画の進行管理の中で確認していきます。

目標1 生活系ごみ1人1日当たりの排出量 <2021(平成33)年度目標値>664g/人・日

県民一人ひとりの行動目標となるように、生活系ごみ1人1日当たりの排出量を目標として設定しています。2014(平成26)年度実績は681g/人・日で、2012(平成24)年3月に設定した2021(平成33)年度目標値680g/人・日は達成していないものの着実に減少しています。このまま推移すれば早い段階で目標値を達成する見込みであることから、さらに16g少ない664g/人・日を目標値として再設定し、引き続き、3Rの普及啓発や環境教育等を充実させていきます。

対応施策 -1、 -3

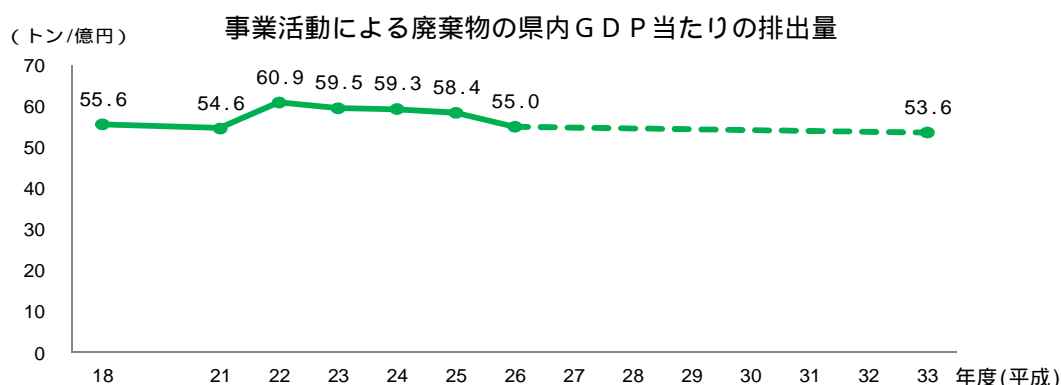


目標2 事業活動による廃棄物の県内GDP（県内総生産）当たりの排出量

<2021(平成33)年度目標値>53.6トン/億円

景気動向や物価変動に左右されない目標となるように、事業活動による廃棄物の県内GDP当たりの排出量を目標として設定しています。2014(平成26)年度実績は55.0トン/億円となっており、目標値の53.6トン/億円を目指して、引き続き、事業者の自主的な排出抑制の取組等を促進していきます。

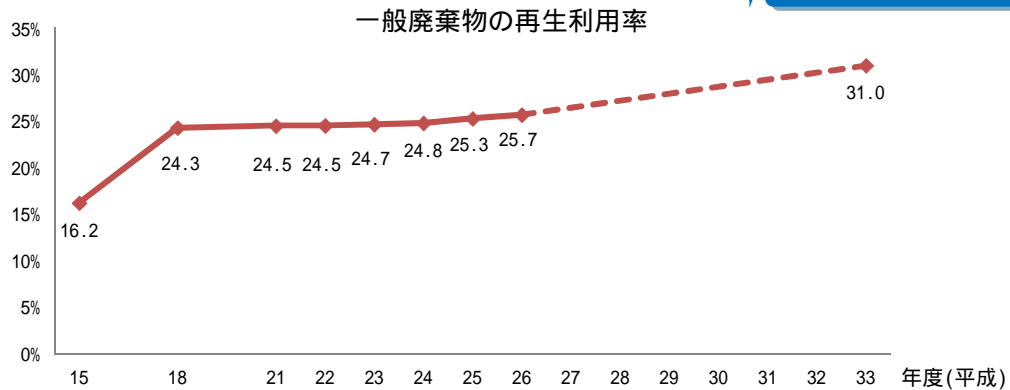
対応施策 -1~ -2



目標 3 一般廃棄物の再生利用率 < 2021(平成 33)年度目標値 > 31%

一般廃棄物の再生利用率が伸び悩んでいることから、一般廃棄物の再生利用率を、2014(平成 26)年度実績の 25.7%から全国トップレベルの 31%まで引き上げることを目標として設定し、県民、事業者が、日常的な取組としてごみを可能な限り分別し、それが再生利用されるよう、市町村や事業者の取組支援を図っていきます。

対応施策 -1、 -3

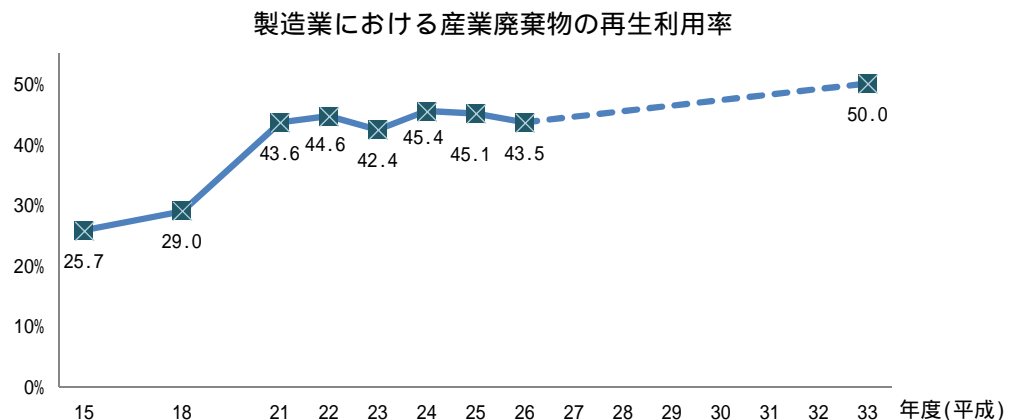


目標 4 製造業における産業廃棄物の再生利用率 < 2021(平成 33)年度目標値 > 50%

県内の産業廃棄物排出量の 4 分の 1 を占める製造業の再生利用率は約 45%と、同様に排出量の多くを占める建設業の約 80%と比べると低い状況です。

そこで、製造業における産業廃棄物の再生利用率を、2014(平成 26)年度実績の 43.5%から 50%まで引き上げることを目標として設定し、先進事例の紹介や再生利用が進みやすい分別の働きかけなどにより、事業者における自主的な再生利用の取組を促進していきます。

対応施策 -2



目標 5 不法投棄等残存量 < 目標 > 前年度より減少

建設廃棄物は今後とも高い水準で排出されることが想定されることから、不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定し、新たな不法投棄等の未然防止と既存事案の改善指導に取り組みます。

対応施策 -1、 -3

事業計画

1 施策の基本的な方向

「廃棄物ゼロ社会」を目指して、引き続き、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を3つの施策の柱として設定し、非常災害時を含め、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組んでいきます。

また、 に記載した廃棄物をめぐる最近の動向を踏まえて、次に掲げる事項について、施策に盛り込んでいきます。

地球温暖化対策

神奈川県地球温暖化対策計画 に掲げた 2030(平成 42)年度の県内の温室効果ガスの総排出量を 2013(平成 25)年度比で 27%削減する目標の達成に向け、廃棄物部門においても、焼却等を抑制するための 3 R を一層推進するとともに、廃棄物エネルギーの有効利用を促進します。

⇒ 対応施策

食品廃棄物対策

一般家庭、食品小売業、外食産業から排出される食品ロス を削減する対策等を促進するとともに、フードチェーン 全体における自主的な再生利用の取組を促進します。

⇒ 対応施策 - 1

建設汚泥の排出抑制及び再生利用

海洋投入処分に係る規制が厳格化されることを踏まえ、建設汚泥のさらなる排出抑制の取組や再生利用を進める取組を促進します。

⇒ 対応施策 - 2

P C B 廃棄物の確実な処理

P C B 廃棄物の処理が処理期限までに確実に行われるよう、保管事業者等への指導を徹底するとともに、県が保有している P C B 廃棄物の処理を進めます。

⇒ 対応施策 - 2

建設廃棄物の適正処理

今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、排出事業者への適正処理の指導を徹底します。

⇒ 対応施策 - 3

災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図ります。

⇒ 対応施策

2 施策事業

施策体系について、国の法体系に合わせた一般廃棄物と産業廃棄物の区分にしたほか、資源循環の取組を推進するための人材の育成、PCB廃棄物の確実な処理、不適正保管対策等の推進を明確に位置付けました。

大柱 資源循環の推進

中柱 - 1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

- 小柱(1) 生活系ごみの3Rの推進
- 小柱(2) 事業系一般廃棄物の3Rの推進
- 小柱(3) 広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進

中柱 - 2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

- 小柱(1) 産業廃棄物の3Rの推進
- 小柱(2) 建設廃棄物の3Rの推進
- 小柱(3) 上下水道汚泥等の3Rの推進

中柱 - 3 人材の育成と広域連携の推進等

- 小柱(1) 環境教育・学習及び人材育成の推進
- 小柱(2) 県域を越えた広域的な取組の推進
- 小柱(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

大柱 適正処理の推進

中柱 - 1 廃棄物の適正処理の推進

- 小柱(1) 一般廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(3) 有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理

中柱 - 2 PCB廃棄物の確実な処理

- 小柱(1) PCB廃棄物の確実な処理

中柱 - 3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- 小柱(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
- 小柱(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
- 小柱(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

中柱 - 4 海岸美化等の推進

- 小柱(1) 海岸美化や海岸漂着物対策の推進
- 小柱(2) 美化キャンペーン等普及啓発の実施

大柱 災害廃棄物対策

大柱 資源循環の推進

廃棄物の排出そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する3Rの一層の推進に取り組みます。また、地球温暖化対策が喫緊の課題であることから、温室効果ガスの排出を抑制するため、3Rを推進するとともに、廃棄物エネルギーの有効利用を促進します。

- 1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

(1) 生活系ごみの3Rの推進

県民一人ひとりの「ものを大切にする」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
県民への普及啓発の推進	
ア 県民、NPO等への情報提供の推進	<p>廃棄物の排出量、処理経費、最終処分場の状況等の現状や取組事例など、県民、事業者、NPO等の取組を促進するための廃棄物・リサイクル等に関する情報を積極的に提供します。</p> <p>本県の廃棄物の現状に関する情報提供 「かながわりサイクル情報」等を活用した情報提供 リサイクル製品認定制度やリユースショップの認証制度の普及啓発 かながわ環境白書による県施策に関する情報提供 循環型社会に向けたリーフレットの作成・配布 市町村が行う取組の普及啓発</p>
イ 3R推進活動の実施	<p>3R推進組織を実施主体として、県民や事業者の3Rに関する意識向上を図るための実践的な普及啓発事業を全県的に展開します。</p> <p>3R推進キャンペーンの実施 食品ロスの削減に向けた普及啓発 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施</p>
ウ レジ袋の削減に向けた取組の推進	<p>廃棄物の排出抑制に向けて、事業者、消費者団体等各種団体、市町村、県の4者による協働と参画のもと、レジ袋の使用削減に積極的に取り組むとともに、レジ袋削減について県民等への普及を図ります。</p> <p>「神奈川県におけるレジ袋削減に向けた取組の実践に関する宣言」賛同者との協働によるレジ袋削減の推進 レジ袋削減に向けたキャンペーン等の実施 大学生等との協働による若年層向けの普及啓発</p>
市町村への情報提供・技術的支援	<p>市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組などを収集し、市町村の施策検討に役立つ基礎的な情報を提供するとともに、施策の実施に向けた技術的な支援を行います。</p> <p>一般廃棄物処理状況等の把握、情報提供 施策の実施に向けた技術的な支援 経済的手法に係る情報提供</p>
県民等による環境行動の推進	<p>県民、企業、行政、団体の参加と協働による環境行動の推進を図り、廃棄物の排出抑制、循環的利用の実践行動を進めます。</p> <p>持続可能な社会を目指す行動指針「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10トライ」の普及啓発</p>

(2) 事業系一般廃棄物の3Rの推進

事業系一般廃棄物について、市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進します。また、県自らも再生利用等を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
市町村と連携した取組	事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して、市町村が実施する排出抑制等の指導を促進します。 多量に排出する事業者への排出抑制等の指導の促進
生産段階、流通段階、販売段階への働きかけ	国の施策事業との連携を図りながら、生産者に対して、設計段階から耐久性があり、再資源化をしやすい製品づくりを働きかけます。 また、販売事業者等に対して簡易包装の推進に向けた協力、フードチェーン全体に対して食品ロスの削減及び食品廃棄物の再生利用の促進を働きかけます。 廃棄物の自主管理事業を通じた生産者への働きかけ 販売事業者等への簡易包装等の推進の働きかけ フードチェーン全体への食品廃棄物の再生利用等の働きかけ
県庁における再生利用等の推進	県自らも、一事業者として率先して環境負荷の低減に努め、再生利用等を推進します。 グリーン購入 の推進 流木等のチップ化 による再生利用の実施

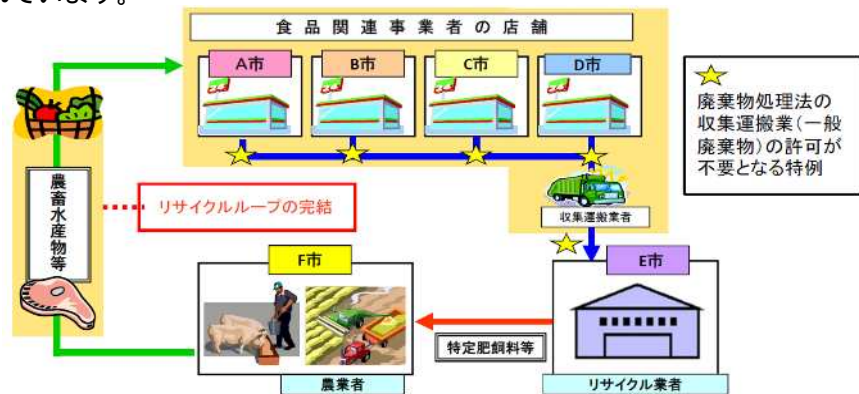
コラム

食品リサイクルループについて

食品リサイクルループとは、食品工場や店舗から排出された惣菜や野菜くずなどを飼料・肥料に再生し、それを使って育てられた農畜産物を再び工場や店舗で利用するという、一つの環のようにつながりリサイクルの取組です。

また、こうした取組を進めていくため、食品リサイクル法では再生利用事業計画の認定制度が設けられており、主務大臣の認定を受けた場合には、同計画に基づく収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可が不要となる特例があります。

なお、県内のリサイクル業者を含む同計画は、2016(平成 28)年6月末時点で6件認定されています。



コラム

フードバンクについて

まだ食べられる食品を企業や個人から寄贈してもらい、生活に困った人や福祉施設などに無償で提供する「フードバンク」という活動があります。日本では2000(平成 12)年以降にはじまり、県内でも社会活動の一環としてNPO法人がフードバンクに取り組んでおり、食品ロス削減にもつながっています。

(3) 広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進

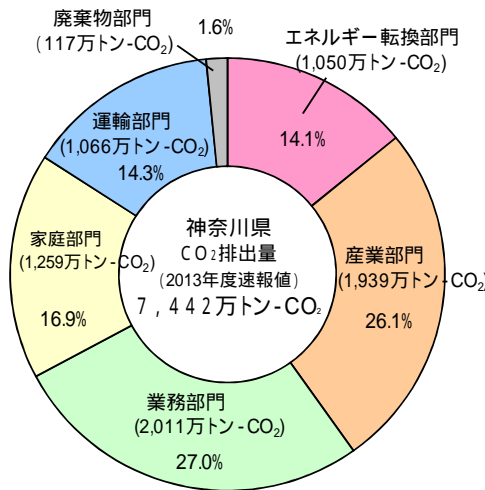
市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
ごみ処理広域化の推進	
ア ごみ処理広域化実施計画の推進等	各ブロックにおけるごみ処理広域化実施計画の円滑な推進と、未策定ブロックにおける計画づくりに対し、助言や情報提供を行います。また、施設整備にあたっては、ごみ発電等のエネルギー回収の促進や再資源化等に対する技術的な支援を行い、廃棄物部門における地球温暖化対策を図ります。 広域ブロック調整会議等での助言、情報提供 施設整備等における技術的支援
イ 広域ブロックを越えた課題の支援	より広域的な課題について、県と複数ブロックで課題解決に向けた検討の場を設置し、共同して研究、検討を行うとともに、実施に向けた調整を行います。 市町村ブロックとの共同研究の実施等
各種リサイクル制度の推進	
ア リサイクル制度の普及啓発	容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電などの各種リサイクル制度が円滑に実施されるよう、県民、事業者等に対し、各制度の普及啓発に努めます。 県民、事業者等に対する各制度の普及啓発
イ 分野別の取組の推進	各種リサイクル制度が円滑に実施されるよう、市町村や関係機関と連携を図るとともに、対象事業者に対する指導等を行います。 （容器包装リサイクル）分別収集促進計画に基づく取組の推進 （家電リサイクル）引取義務外品の回収体制構築の促進 （食品リサイクル）登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度の普及啓発、農業者との連携（再生利用品の農業・畜産利用など）に係る取組 （建設リサイクル）対象工事のパトロールの実施 （自動車リサイクル）登録・許可事務の施行、監視・指導等の実施 （小型家電リサイクル）普及啓発・情報提供

コラム

廃棄物部門における地球温暖化対策に資する取組

県内の部門別CO₂排出量(2013年度速報値)



(出典：神奈川県地球温暖化対策計画)

県内で排出されるCO₂排出量は、2013(平成 25)年度速報値で 7,442 万トン-CO₂ となっています。

そのうち廃棄物部門からのCO₂排出量は、117 万トン-CO₂ で全体の 1.6%を占めており、主に廃棄物の焼却等により排出されています。

神奈川県地球温暖化対策計画で掲げた、2030(平成 42)年度の県内の温室効果ガスの総排出量を 2013(平成 25)年度比で 27%削減する目標の達成に向け、廃棄物部門においても排出抑制等が一層促進されるよう、引き続き 3 R に取り組んでいく必要があります。

市町村等の焼却施設においては、大規模な改修により、施設の稼働に必要な電力消費の低減、発電や余熱利用の増強など、温室効果ガスの排出量削減に資する機能の向上に取り組んでいます。

また、剪定枝等の再資源化により、化石燃料使用量の抑制が図られています。

2015(平成 27)年 10 月に稼働した二宮町ウッドチップセンターでは、平塚市、大磯町及び二宮町の家庭や公園などから排出される剪定枝を破砕機で細かくチップ化し、発電燃料や堆肥原料として再生利用されています。



二宮町ウッドチップセンター

- 2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進

(1) 産業廃棄物の3Rの推進

事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物について、自らの責任で適正に処理しなければならないことから、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と連携して、事業者による生産工程等での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進します。

また、太陽光発電等の成長分野に対しても3Rの取組が定着するよう、情報提供などにより事業者の取組を支援します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
事業者の取組の支援	
ア 情報の提供	事業者の自主的な3Rの取組を支援するため、廃棄物・リサイクル等に関する情報を積極的に提供します。 「かながわりサイクル情報」等を活用したリサイクル情報等の情報提供
イ 施設設置等の支援	廃棄物等を資源として循環的に利用するため、県の融資制度等による民間リサイクル施設 設置等への支援を行います。 県融資制度による中小企業・小規模企業へのリサイクル施設の設置等支援 事業協同組合等が行うリサイクル施設の設置支援
ウ 循環型社会ビジネスの振興	循環資源 を原材料としたリサイクル製品の認定や、健全で優良な取引を行っているリユースショップの認証により循環型社会ビジネスの振興を図ります。 かながわりサイクル製品の認定及び認定制度 への参画促進 かながわりリユースショップ認証制度の拡充
エ 事業者に対する表彰	3Rを推進する事業者が社会的に評価される環境を充実させるため、3Rの推進に功労のあった事業者に対して表彰を行います。 環境整備功労者表彰の実施
多量排出事業者等を対象とした廃棄物自主管理事業の充実強化	廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と協調し、法に基づく産業廃棄物の多量排出事業者 に加え、法定以外の事業者も対象として、事業者による自主的な排出抑制等を促進します。 多量排出事業者等による排出抑制、再生利用、適正処理等に関する計画の内容及び実施状況の収集・分析 多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画の公表 廃棄物の排出抑制等に向けた取組項目の提示、取組内容の分析及び取組事例の収集・事業者へのフィードバック 対象事業者や取組項目（評価項目）の見直し・実施
廃棄物交換システムの推進	事業所で排出する廃棄物について、他の事業所での再使用や再生利用を図るため、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）、商工会議所や商工会と連携し、県内全域を対象とした廃棄物の交換システムを運用するとともに、その活用促進を図ります。 県内全域での廃棄物交換システムの運用・促進
熱回収施設設置者の認定制度の適正な運用	廃棄物処理法に基づく熱回収施設設置者の認定制度の適正な運用により、廃棄物エネルギーの利用を図ります。 熱回収施設設置者の認定制度の適正な運用

(2) 建設廃棄物の3Rの推進

今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による排出抑制や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）等に基づく再資源化の取組を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
建物の長寿命化への取組	
ア 建物の長寿命化への取組	<p>県有施設について、「神奈川県県有施設長寿命化指針」等に基づき、老朽化した施設の再生や用途転用など既存建物の有効活用を図るとともに、適切な維持管理等により施設の長寿命化を図り、建築工事に伴う建設廃棄物の排出抑制に努めます。また、県の長寿命化の取組等について、市町村や民間施設に対して普及啓発を行います。</p> <p>県有施設の有効利用、適切な維持管理等 県の取組等の普及啓発</p>
イ かながわ住宅計画における関連施策の推進	<p>県営住宅ストック総合活用計画の推進や住宅リフォームの促進など、県営住宅や民間住宅における良質なストック形成と有効活用への取組を進めます。</p> <p>県営住宅ストック総合活用計画の推進 住宅リフォームに関する情報提供等</p>
建設リサイクルの推進	
ア 建設リサイクル資材の利用の推進	<p>県の公共工事でリサイクル資材の利用を推進するとともに、市町村や民間工事への普及に努めます。</p> <p>県の公共工事での建設リサイクル資材の利用の促進 市町村や民間工事への普及</p>
イ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化の推進	<p>県の公共工事から発生するコンクリート塊等の再資源化を行うとともに、市町村や民間工事での取組促進に努めます。</p> <p>県の公共工事から発生するコンクリート塊について、指定工場制度の運用による100%再資源化 市町村や民間工事への普及</p>
ウ 木材の再資源化の推進	<p>県の公共工事から発生する建設発生木材、伐採木等の再資源化を進めるとともに、市町村や民間工事での取組促進に努めます。</p> <p>県の公共工事から発生する建設発生木材等について、指定事業者制度の運用 市町村や民間工事への普及</p>
エ 建設汚泥の再生利用等の推進	<p>建設汚泥の排出抑制及び再生利用の促進を図るため、県の公共工事での取組を進め、市町村に再生利用等の方法を情報提供するとともに、多量排出事業者等の取組促進に努めます。</p> <p>建設汚泥の減量化、再生利用の促進 市町村や民間工事への普及</p>
オ 再資源化施設等への指導の徹底	<p>排出量の増加が見込まれている建設廃棄物について、再資源化施設や営業所等への立入検査により、リサイクルを促進します。</p> <p>再資源化施設等への立入検査の実施</p>

(3) 上下水道汚泥等の3Rの推進

上水道における浄水過程で発生する汚泥や下水道における下水処理の過程で発生する汚泥等について、減量化や再生利用の取組を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
上水道汚泥の再生利用の推進	上水道における浄水過程で発生する汚泥を脱水 した後、再生利用を進めます。 脱水による減量化 脱水汚泥の再生利用
下水道汚泥の再生利用の推進	脱水、焼却による減量化を行い、焼却灰の再生利用を進めます。 脱水、焼却による減量化 焼却灰の再生利用
家畜排せつ物の再生利用等の推進	家畜排せつ物の堆肥化などの再生利用や適正管理を図るための施設等の整備に対する支援を進めます。 家畜排せつ物管理施設等の整備 家畜排せつ物の堆肥化利用と適正管理の推進

- 3 人材の育成と広域連携の推進等

(1) 環境教育・学習及び人材育成の推進

循環型社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を通じて環境活動を支援します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
学校における環境教育の推進	<p>小学校・中学校・高等学校の各段階で、環境教育への取組を一層充実させ、児童・生徒の環境に配慮した自主的な取組を促進します。</p> <p>また、ポスター等の作品の制作等を通じて地球環境保全、環境美化等に対する意識の高揚を図ります。</p> <p>小・中学校における環境教育の推進 高等学校における環境教育の推進 高校生等に対する建設リサイクルの普及啓発 教職員向けの環境教育に関する研修の実施 海岸美化教育の推進 かながわ環境ポスター・標語コンクールの実施</p>
地域における環境学習の推進	<p>環境に対する意識を高めるため、NPOや企業等と連携した環境学習を推進します。</p> <p>NPOや企業と連携した環境教育の実施 こどもエコクラブ 活動の支援 環境インターンシップ の実施 関係団体やNPO等と連携した3R出前講座の実施</p>
環境教育・学習を支援する仕組みづくり	<p>様々な場における環境教育・学習を充実させるため、環境活動に関する情報を提供するとともに、環境活動を地域に広める指導者の育成を支援します。</p> <p>環境に関する情報提供・相談 環境学習教材の活用の推進 環境学習リーダーの養成等</p>
消費者教育や食育における環境教育・学習の推進	<p>消費者教育を通じて、消費、廃棄等の消費行動が環境に与える影響を考慮し、主体的に行動ができる消費者の育成を図ります。また、食育を通じて、食品ロス削減に対する意識の醸成や食品循環資源を用いて生産された農産物の理解促進を図ります。</p> <p>消費者教育の推進 食育の推進</p>
排出事業者・処理業者における人材育成の推進	
ア 優良な産業廃棄物処理業者の認定制度の適切な運用	<p>優良産業廃棄物処理業者認定制度 の適切な運用により、優良な処理業者の育成を図ります。</p> <p>認定制度に基づく認定及び情報提供の実施 認定制度の普及啓発</p>
イ 産業廃棄物処理業者への講習会の実施	<p>優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、関係団体と連携して講習会を行い、法令や処理技術の習得を支援します。</p> <p>関係団体と連携した講習会等の開催</p>
ウ 排出事業者に対する講習会等での啓発	<p>産業廃棄物の処理について、排出事業者が、自らの廃棄物の排出抑制から最終処分までの責任を果たすよう、講習会等の開催を通じて法令等について周知啓発を図ります。</p> <p>関係機関と連携した講習会等の実施</p>

(2) 県域を越えた広域的な取組の推進

首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都県市と連携・協力し、廃棄物の排出抑制等などについて、広域的な取組を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
九都県市首脳会議による取組の推進	九都県市首脳会議（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）において、廃棄物の減量化・再資源化に係る調査・研究や広域的な普及啓発などを進めます。 廃棄物の減量化・再資源化の調査・研究 廃棄物の減量化・再資源化の推進 情報交換、意見交換

(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

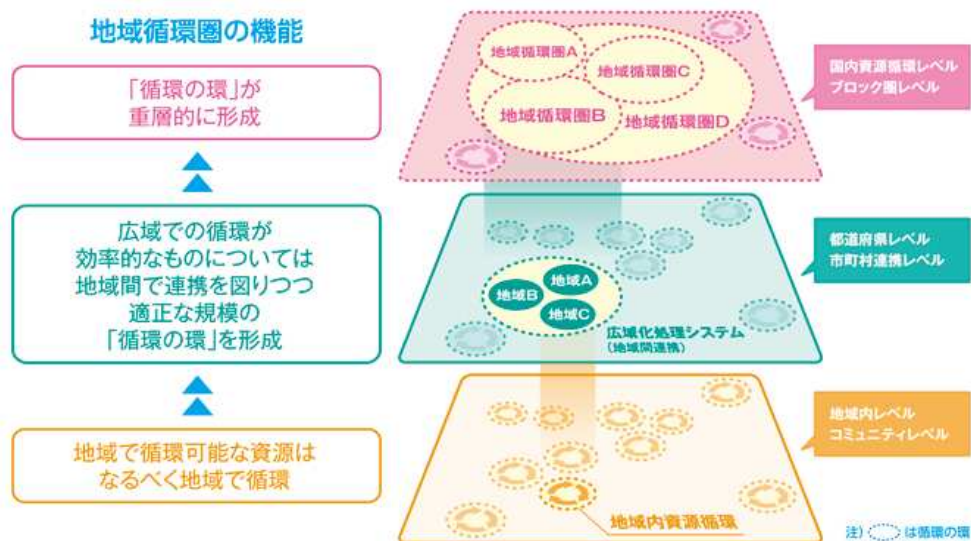
再生利用技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
環境関連技術の研究、開発の推進	廃棄物や未利用資源を有効活用する技術の開発など、地域循環圏の考え方も踏まえた循環型社会の形成に関する研究・開発に取り組み、民間への普及に努めます。 食品廃棄物、未利用資源を有効活用する技術の開発、普及促進 循環型社会の形成に関する研究・普及促進

コラム

地域循環圏について

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方です。



（出典：環境省資料）

大柱 適正処理の推進

廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理業者への指導や県民、事業者及び市町村等と連携・協力した不法投棄・不適正保管対策を推進します。

- 1 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
一般廃棄物処理施設の整備・維持運営のための技術的支援	一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、廃棄物処理法に基づき、必要な技術的支援や指導を行います。 施設整備の技術的支援、指導 維持運営の技術的支援、指導
し尿・浄化槽汚泥の適正処理の促進	下水道の普及や浄化槽 の整備の状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進します。 し尿処理施設における適正処理の促進

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して、優良な廃棄物処理業者を育成・支援します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
排出事業者への指導	
ア 排出事業者への適正処理等の指導	産業廃棄物の処理について、排出事業者が自らの廃棄物の排出抑制から最終処分までの責任を果たすよう、処理基準、委託基準、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度等の法令遵守の徹底や適正処理の指導を行います。 立入検査等による排出事業者への適正処理等の指導 講習会等での指導、啓発
イ 多量排出事業者への適正処理の指導	廃棄物処理法に定める多量排出事業者が作成、提出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等に関する計画に基づいて、適正処理の指導を行います。 多量排出事業者が作成する計画に基づく適正処理等の指導
ウ 電子マニフェストの普及促進	不法投棄等の不適正処理の防止や廃棄物の処理事務の効率化を図るため、関係機関と連携を図り、電子マニフェストの普及促進を図ります。 排出事業者や廃棄物処理業者に対する説明会の開催
産業廃棄物処理業者への指導	産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対して、処理基準、委託基準、マニフェスト制度、廃棄物処理施設に係る定期検査制度等の法令遵守の徹底や適正処理の指導を行います。 立入検査等による処理業者への適正処理の指導徹底 講習会等での指導、啓発

（表は、次ページに続きます。）

(前ページからの続き)

項目	事業 (は具体的な事業を示します)
優良な産業廃棄物処理業者の育成	
ア 優良な産業廃棄物処理業者の認定制度の適切な運用 (- 3 (1) アの再掲)	優良産業廃棄物処理業者認定制度の適切な運用により、優良な処理業者の育成を図ります。 認定制度に基づく認定及び情報提供の実施 認定制度の普及啓発
イ 産業廃棄物処理業者への講習会の実施 (- 3 (1) イの再掲)	優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、関係団体と連携して講習会を行い、法令や処理技術の習得を支援します。 関係団体と連携した講習会等の開催
県立県営「かながわ環境整備センター」の適正な運営	安全性のモデルとして設置した県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な運営に取り組みます。 適正な運営と利用促進

県立県営産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の概要

かながわ環境整備センターは、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するため、県立県営の産業廃棄物最終処分場として設置したものです。

県内の数少ない産業廃棄物最終処分場として、埋立処分せざるを得ない石綿 含有廃棄物や廃石膏ボードなどの産業廃棄物の埋立を行い、その適正処理の推進を図っています。



【施設の概要】

開設年月日	2006(平成18)年6月	
所在地	横須賀市芦名3丁目1990番地ほか	
施設の形式	管理型最終処分場(地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場)	
規模	施設面積 約15ha(埋立地面積約5ha)	
	廃棄物埋立容量約54万 ^m ₃	覆土容量 約21万 ^m ₃
対象廃棄物	燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、燃え殻・汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード 県内事業所から排出された産業廃棄物	
埋立期間	2006(平成18)年度から2028(平成40)年度	
跡地利用	都市計画道路(市道坂本芦名線)の建設、緑化復元等	

(3) 有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理

アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
アスベスト廃棄物の適正処理の促進	<p>排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して適正処理に関する周知や指導を行い、アスベスト廃棄物の適正処理を促進します。</p> <p style="margin-left: 2em;">立入検査等によるアスベスト廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者への指導</p>
感染性廃棄物等の適正処理の促進	<p>医療機関などから発生し、人が感染するおそれのある廃棄物の適正処理及び在宅医療廃棄物の円滑な回収を促進します。</p> <p style="margin-left: 2em;">法令等に基づいた排出事業者、処理業者への指導徹底 在宅医療廃棄物を適切に回収するための対応の検討</p>
水銀その他有害物質を含む廃棄物の適正処理の促進	<p>関係団体と連携して、水銀その他有害物質を含む廃棄物の適正処理を促進します。</p> <p style="margin-left: 2em;">関係団体との連携による適正処理の周知啓発</p>
休廃止した焼却施設の安全管理と解体・撤去の促進	
ア 休廃止した焼却施設の安全管理の徹底	<p>休廃止した未解体の焼却施設の管理に関し、指導、助言を行うなど、設置者による安全な管理の確保に努めるとともに、休廃止した市町村や民間の焼却施設について計画的な解体・撤去を促進します。</p> <p style="margin-left: 2em;">安全管理指導 解体・撤去に向けた指導、助言</p>
イ 県有の焼却施設の解体・撤去の推進	<p>県立学校等の小型焼却炉等の計画的な解体・撤去を推進します。</p> <p style="margin-left: 2em;">県立学校等の小型焼却炉等の計画的な解体・撤去</p>

- 2 P C B 廃棄物の確実な処理

(1) P C B 廃棄物の確実な処理

P C B 廃棄物等について、県 P C B 廃棄物処理計画に基づき、期限までに確実に処理を完了します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）											
P C B 廃棄物の適正保管の徹底	P C B 特別措置法に基づき、P C B 廃棄物の保管事業者に対し保管状況の届出、適正保管の徹底等を指導します。 事業者による届出や適正保管の徹底を指導											
期限までの処理	P C B 特別措置法に基づき、P C B 廃棄物の処理が期限内に完了するよう、指導を徹底します。 保管事業者への指導の徹底 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">P C B 廃棄物の種類</th> <th>処理期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高濃度</td> <td>高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、P C B 油、汚染物（一部の小型電気機器に限る。）</td> <td>平成34年3月31日</td> </tr> <tr> <td>安定器・汚染物等（東京 P C B 廃棄物処理施設で処分するものを除く。）</td> <td>平成35年3月31日</td> </tr> <tr> <td>低濃度</td> <td>低濃度 P C B 廃棄物（ P C B 濃度が5,000mg/kg 以下の P C B 廃棄物）</td> <td>平成39年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	P C B 廃棄物の種類		処理期限	高濃度	高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、P C B 油、汚染物（一部の小型電気機器に限る。）	平成34年3月31日	安定器・汚染物等（東京 P C B 廃棄物処理施設で処分するものを除く。）	平成35年3月31日	低濃度	低濃度 P C B 廃棄物（ P C B 濃度が5,000mg/kg 以下の P C B 廃棄物）	平成39年3月31日
P C B 廃棄物の種類		処理期限										
高濃度	高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、P C B 油、汚染物（一部の小型電気機器に限る。）	平成34年3月31日										
	安定器・汚染物等（東京 P C B 廃棄物処理施設で処分するものを除く。）	平成35年3月31日										
低濃度	低濃度 P C B 廃棄物（ P C B 濃度が5,000mg/kg 以下の P C B 廃棄物）	平成39年3月31日										
P C B 廃棄物等の掘り起こし調査の実施	P C B 特別措置法に基づく届出のされていない P C B 廃棄物等を把握します。 P C B 廃棄物等の掘り起こし調査の実施											
中小企業者等の負担軽減	中小企業者等が保管する P C B 廃棄物の処理に係る負担を軽くするために設けられた P C B 廃棄物処理基金の造成に協力します。 P C B 廃棄物処理基金 の造成への協力											
県保有分の処理の実施	県が保有する P C B 廃棄物について、期限内に処理を完了します。 県が保有する P C B 廃棄物の処理の実施											

コラム

P C B 廃棄物は期限までに処理しなければなりません

高濃度 P C B 廃棄物については、国が中心となって、立地地域の関係者の理解と協力の下、J E S C O（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の全国 5 カ所の事業所に処理施設を整備し、処理を実施しています。立地地域との約束があるため、P C B 特別措置法に基づく処理期限（上記(1) 参照）を遵守し、一日でも早い処理の完了を目指して、確実に処理しなければなりません。

県内における主な高濃度 P C B 廃棄物の処理見込量

（2015(平成 27)年 3 月 31 日現在）

種別	変圧器	コンデンサー	安定器
			
処理見込量	21,272台	419,106台	411,127台

（出典：環境省資料、県資源循環推進課資料）

- 3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり

不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組や監視活動を行います。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組	不法投棄撲滅キャンペーンの実施等を通じて、不法投棄撲滅に向けた県民意識の高揚を図るとともに、不法投棄を監視する眼を増やすことで未然防止を図ります。 不法投棄防止キャンペーンの実施 かながわ環境ポスター・標語コンクールの実施(- 3 (1) の再掲) 県民、NPO、事業者等と連携・協力した監視体制（通報のネットワーク）の運用
不法投棄監視活動等の実施	
ア 不法投棄の監視活動	未然防止対策の中心となる監視活動について、県民、事業者、市町村や警察等と連携・協力して実施するとともに、民間警備会社による夜間・休日の監視パトロールや監視カメラによる監視を行います。 県と市町村等が連携した監視パトロールの実施 民間警備会社による夜間休日の監視パトロールの実施 県管理地（河川、海岸、林道等）における監視パトロールの実施 監視カメラの設置
イ 不法投棄防止施設等の整備	不法投棄の行われやすい県管理地において車両の乗入れ規制や不法投棄防止柵の設置等を進めます。 県管理地（河川、海岸、林道）における車両の乗入れ規制や不法投棄防止看板等の設置
県内政令市、近隣の都県市、関係団体と連携した取組の推進	
ア 産廃スクラム32による取組の推進	関東甲信越等の1都11県及び廃棄物処理法に基づく20政令市で構成する産業廃棄物不適正処理広域連絡協議会（産廃スクラム32）において、不適正処理防止のための協働した取組や情報交換を進めます。 一斉路上調査など不適正処理防止のための協働した取組 情報交換、意見交換
イ 山梨・静岡・神奈川3県合同による不法投棄対策の推進	山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議（以下「山静神」という。）において、山梨県及び静岡県と連携して、富士箱根伊豆地域における不法投棄防止のための協働した取組や情報交換を進めます。 3県合同パトロールの実施 不法投棄防止のための協働した啓発活動 情報交換、意見交換
ウ 九都県市首脳会議による広域的な取組の推進	九都県市首脳会議（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）において、適正処理の推進に係る調査・研究や不適正処理防止のための普及啓発などを進めます。 適正処理の調査・研究 適正処理の推進 情報交換、意見交換
エ 関係団体と連携した対策の推進	建設廃棄物等の不適正保管や不法投棄を防止するため、関係団体等と連携し、事業者に対して、法令遵守を求めるための周知啓発を進めます。 関係団体との連携による周知啓発

(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進

今後とも、高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
廃棄物処理法及び条例に基づく保管届出や調査等請求制度の運用	<p>法等に基づく産業廃棄物の保管場所の届出はもとより、パトロール等により産業廃棄物の保管を早期に把握し、必要な指導・監視活動を行います。</p> <p>また、産業廃棄物の不適正処理に関する県民からの調査等の請求制度を通じ、不適正処理の防止に取り組みます。</p> <p>県民、NPO、事業者等と連携・協力した監視体制（通報のネットワーク）の運用（ -3(1) の再掲）</p>
不適正処理事案に対する厳正な対応	<p>不適正処理事案の解決に向け、警察等と連携した不適正処理事業者等に対する指導を徹底し、厳正に対応します。</p> <p>警察等と連携した不適正処理事業者等への指導</p>

(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
原状回復の効果的な取組の推進	<p>関係団体等と連携・協力して不法投棄物を回収・リサイクルする取組を進めるとともに、不法投棄発見時における市町村や警察との連携・協力した取組を進めます。</p> <p>不法投棄発見時における市町村や警察と連携した取組の推進</p>
県管理地等の不法投棄物の撤去	<p>不法投棄者を特定し、原因者による不法投棄物の撤去を進めるとともに、不法投棄者等が不明な場合には、河川、道路等の各管理者は当該区域の市町村と連携・協力して原状回復を図るほか、特に環境上に支障がある場合などは、県においても撤去を進めます。</p> <p>県管理地（河川、道路、林道等）における不法投棄物の撤去の実施 ダム湖における流芥・浮遊ごみの除去の実施 民有地等における不法投棄物の緊急撤去の実施</p>

- 4 海岸美化等の推進

(1) 海岸美化や海岸漂着物対策の推進

相模湾が国際的に注目されることも見据え、本県の美しい海の環境を守るため、神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県、沿岸 13 市町及び公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
美化財団に対する支援	県と相模湾沿岸の13市町の合意のもとに設立した美化財団が行う計画的な清掃や啓発等の取組を支援します。 美化財団が行う海岸清掃や啓発等の取組の支援
沿岸13市町等と連携協力した海岸清掃等の推進	県、沿岸13市町及び美化財団が連携協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動に取り組みます。また、漂着ごみ等の回収・処理に取り組みます。 海岸清掃の実施 美化啓発活動の実施
海岸におけるごみの持ち帰りの周知啓発の推進	海岸のごみを減らすため、海岸利用者に対するバーベキューごみ等の持ち帰りの呼びかけや広告等による啓発を行います。 海岸利用者に対するごみの持ち帰りの呼びかけ

コラム

公益財団法人かながわ海岸美化財団

公益財団法人かながわ海岸美化財団は、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの約 150 キロメートルの自然海岸の美化を目的として、1991(平成3)年4月1日に設立されました。

神奈川県の自然海岸約 150 キロメートルの一体的な清掃のほか、ごみの持ち帰り運動やビーチクリーンアップの開催等による美化啓発、海岸清掃ボランティアへの支援などを行う日本で唯一の海岸美化を目的として設立された公益財団法人です。

（出典：公益財団法人かながわ海岸美化財団ホームページ）

コラム

バーベキューごみ等の持ち帰りについて

近年、屋外で家族や友達と一緒に楽しめる手軽なレジャーとして、海岸や河川などでバーベキューを楽しむ人が増えています。

一方で、楽しんだ後のごみを海岸に放置したり、捨ててはいけない場所に捨てたりするなど、バーベキュー利用者が放置するごみが問題となっています。

そこで、本県では、海岸美化を推進するため、バーベキューが盛んになるゴールデンウィークや夏休みに、海岸等で「ごみの持ち帰り」等のマナーアップを呼びかける啓発事業を行っています。

また、河川利用者には、ダム放流警報施設を利用した啓発表示・放送を実施し、「ごみの持ち帰り」の呼びかけを行っています。



(2) 美化キャンペーン等普及啓発の実施

住む人、訪れる人が快適に過ごせる美しい県土を守るため、多様な主体と連携した河川や丹沢大山等における美化キャンペーン及び広報活動の取組を推進します。

項目	事業（ は具体的な事業を示します）
美化キャンペーンの推進	<p>県民、事業者、市町村等と連携・協力し、河川及び自然公園における美化キャンペーン等への支援や広報活動に取り組みます。</p> <p>桂川・相模川流域協議会・酒匂川水系保全協議会が行う美化キャンペーン等への支援</p> <p>自然公園におけるクリーンキャンペーン、ごみの持ち帰り運動の実施</p> <p>河川における不法投棄一掃キャンペーンの実施</p>
かながわ環境ポスター・標語コンクールの実施	<p>ポスター等の作品の制作等を通じて環境美化等に対する意識の高揚を図ります。</p> <p>かながわ環境ポスター・標語コンクールの実施(- 3 (1) の再掲)</p>
美化運動推進功労者表彰の実施	<p>地域における清掃活動などの美化運動の取組を促進するため、美化運動の指導啓発等に努めた方に対して表彰を行います。</p> <p>美化運動推進功労者表彰の実施</p>
県内における美化活動に関する情報提供の充実	<p>ボランティア清掃など、県民による美化活動の参加を促進するため、美化活動に関する情報提供の充実を図ります。</p> <p>県内における美化活動に関する情報提供の充実</p>

大柱 災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正処理と循環的利用を確保した上で、市町村や関係機関と連携し、円滑・迅速な処理を行います。

項目	事業
災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進	
<p>ア 平時の備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力体制の構築 市町村における相互援助体制や民間事業者団体等との連携体制の検討・見直しを行います。また、県域を越えた広域的な処理体制の構築を推進します。 ・ 市町村に対する技術的支援 市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援や、産業廃棄物処理施設に係る情報提供等を行います。 ・ 職員の教育訓練 有識者を招いた講習会や情報伝達訓練等を実施します。 ・ 一般廃棄物処理施設の耐震化等への支援 一般廃棄物処理施設の整備に関する国の循環型社会形成推進交付金等の情報提供、助言その他支援を行います。 ・ 平時の備えの点検 市町村の災害廃棄物処理計画の策定状況や仮置場候補地の選定状況等を把握するとともに、県が実施した研修会や訓練の効果を検証するなど、県及び市町村等の取組状況について点検を行います。
<p>イ 発災時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動対応（発災後数日間） 災害廃棄物対策に関する体制を整備します。 被害情報を収集し、県全体での災害廃棄物処理の進捗管理等を行います。 し尿及び生活ごみの処理状況を把握し、必要に応じて支援可能な市町村や民間団体等に支援を要請します。 ・ 応急対応（発災後3か月程度） 災害廃棄物の発生量等を推計して、仮置場の状況を把握し、災害廃棄物処理実行計画を策定します。 県内の既存処理施設で災害廃棄物の処理を進めるとともに、県内施設での処理が困難な場合には、他都道府県に支援を要請します。 必要に応じて、仮設処理施設を設置します。 ・ 復旧復興（発災後3年程度） 災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、仮置場の原状復旧や仮設処理施設の解体・撤去等を行います。

コラム

東日本大震災における災害廃棄物の処理

2011(平成 23)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え津波の発生により、さまざまな災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害をはるかに超え、被害も広範囲に及びました。

被災県内での懸命な処理に加え、広域処理による多くの自治体や民間事業者の協力により着実な処理が行われました。

東日本大震災における災害廃棄物等については積極的な再生利用が実施されており、災害廃棄物は約 8 割、津波堆積物はほぼ全量が再生利用されています。

【災害廃棄物の例】



(出典：環境省ホームページ)

計画の推進

1 県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働

日常生活や事業活動に起因する廃棄物の課題について、廃棄物処理法及び国の基本方針に基づく適切な役割分担と連携のもと、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら取組を進めていきます。

(1) 県民の役割

県民は、廃棄物問題を自らの問題として理解して、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用に努め、生活様式を大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型へ見直し、環境に配慮した製品及び環境の視点を持った店舗を選ぶとともに、食品ロスの削減や市町村等による分別収集など3Rの推進に向けた施策に協力します。

(2) 事業者の役割

ア 排出事業者の役割

排出事業者は、生産工程や流通過程において、可能な限り廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再生利用を行い、廃棄物として排出するものについては、適正な処理を行います。また、自ら生産する製品について、設計の工夫などにより、消費や廃棄の段階での廃棄物の削減に努め、廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めます。

イ 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、循環型社会を支えるとともに、環境負荷の低減のため、廃棄物の適正な処理を行います。

(3) 市町村の役割

市町村は、その区域内の一般廃棄物について、排出抑制、再使用、再生利用の推進と、安全安心な廃棄物処理を進めるとともに、循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組を促進する役割を担います。

(4) 県の役割

県は廃棄物について、広域的な観点から、排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理の推進と、県民、事業者、市町村の取組のコーディネーターとして、循環型社会づくりを進めるとともに、災害廃棄物処理施策を推進します。

なお、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）については、産業廃棄物に関する規制指導について、県と同様の役割を担っています。

2 計画の進行管理

本計画に記載した施策、事業を着実に推進するため、毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載します。

目次

1	2012(平成 24)年度以降の主な取組	35
(1)	一般廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進	35
(2)	産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進	38
(3)	人材の育成と広域連携の推進	40
(4)	適正処理の推進	41
(5)	P C B 廃棄物の処理の推進	43
(6)	不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進	44
(7)	海岸美化等の推進	45
(8)	災害廃棄物対策	46
2	廃棄物の将来推計（計画実施後）	47
3	将来推計に対する進捗状況	48
(1)	一般廃棄物	48
(2)	産業廃棄物	50
4	市町村計画における数値目標	52
5	用語の解説	58

1 2012(平成 24)年度以降の主な取組

(1) 一般廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進

【主な取組】

県民等への普及啓発



レジ袋削減に向けたキャンペーン



かながわりサイクル
製品の認定マーク

かながわりリユース
ショップ認証店舗
のステッカー



生活系ごみの排出抑制に向け、県民一人ひとりの「ものを大切に使う」行動が促進されるよう、事業者や各種団体、市町村等の協働と参画のもと、レジ袋の削減に向けたキャンペーン等の実施による普及啓発を行ってきました。また、販売事業者等に対して簡易包装の働きかけや食品廃棄物のリサイクルの情報提供を行いました。

循環資源を原材料としたリサイクル製品を新たに認定し、イベント等において製品の展示を行いました。2015(平成 27)年度末現在、認定製品は、33 製品となっています。

また、健全で優良なリユースショップの取組を支援するため、2014(平成 26)年度にリユースショップ認証制度を創設しました。2015(平成 27)年度末現在、認証店舗数は 45 店舗となっています。

ごみ処理広域化等の推進



福祉施設における小型家電リサイクル
に係る分別分解の様子

市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図るなかで、市町村に対して循環型社会形成推進地域計画の策定、交付金事務手続等の助言・指導及び地球温暖化対策に資する施設整備等における技術的支援を行いました。

広域ブロックを越えた課題として、焼却灰等の再生利用の検討、2013(平成 25)年度に施行された小型家電リサイクル法を受けて、市町村との共同研究による小型電子機器等の「回収量増加方策」の取りまとめを行いました。

また、「福祉との連携による小型家電リサイクルに係るガイドライン」を作成しました。

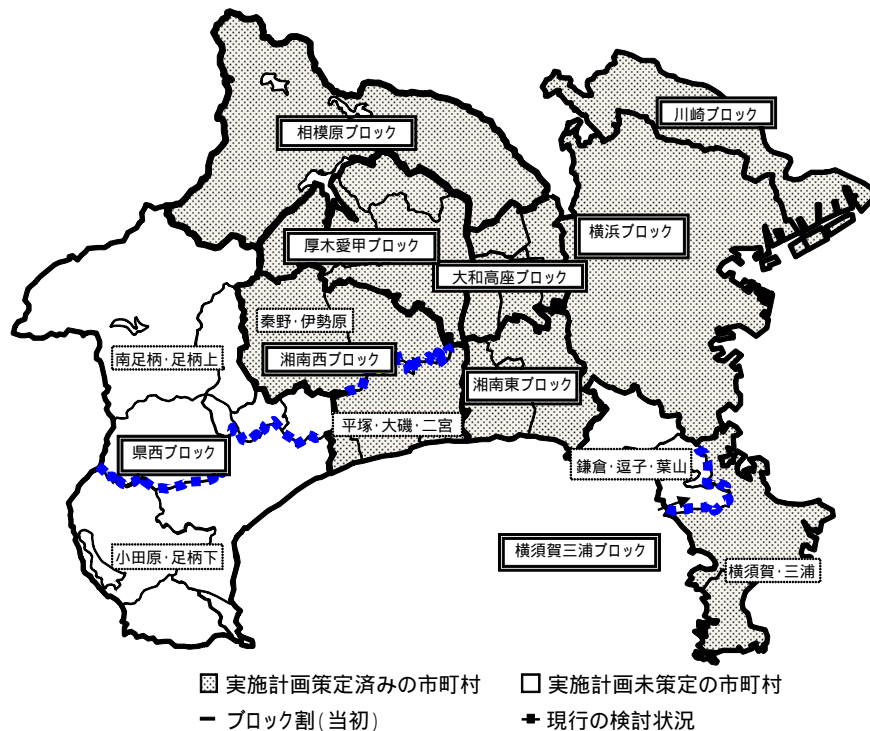
【関連データ】

ごみ処理広域化

市町村では、排出から最終処分までの各段階においてより一層の減量化・再資源化を推進するため、ごみ処理広域化実施計画に基づいた具体的な施設整備を行っています。

各ブロックの取組状況

ブロック名		構成市町村	ごみ処理広域化実施計画の策定状況 (当初計画策定年月)
横須賀 三浦	横須賀・三浦	横須賀市、三浦市	横須賀三浦ブロック ごみ処理広域化実施計画(平成21年5月)
	鎌倉・逗子・葉山	鎌倉市、逗子市、葉山町	協議中
湘南東		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	湘南東ブロック ごみ処理広域化実施計画(平成20年3月)
湘南西	平塚・大磯・二宮	平塚市、大磯町、二宮町	平塚・大磯・二宮ブロック ごみ処理広域化実施計画(平成24年3月)
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市	秦野・伊勢原ブロック ごみ処理広域化実施計画(平成19年3月)
大和高座		大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	大和高座ブロック ごみ処理広域化実施計画(平成20年3月)
厚木愛甲		厚木市、愛川町、清川村	厚木愛甲ブロック ごみ処理広域化実施計画(平成20年3月)
県西	南足柄・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	協議中
	小田原市・足柄下	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	協議中
横浜市		横浜市	単独市で構成されるブロックのため、廃棄物処理法の規定による一般廃棄物処理計画をもって、ブロックの広域化実施計画とする。
川崎市		川崎市	
相模原市		相模原市	

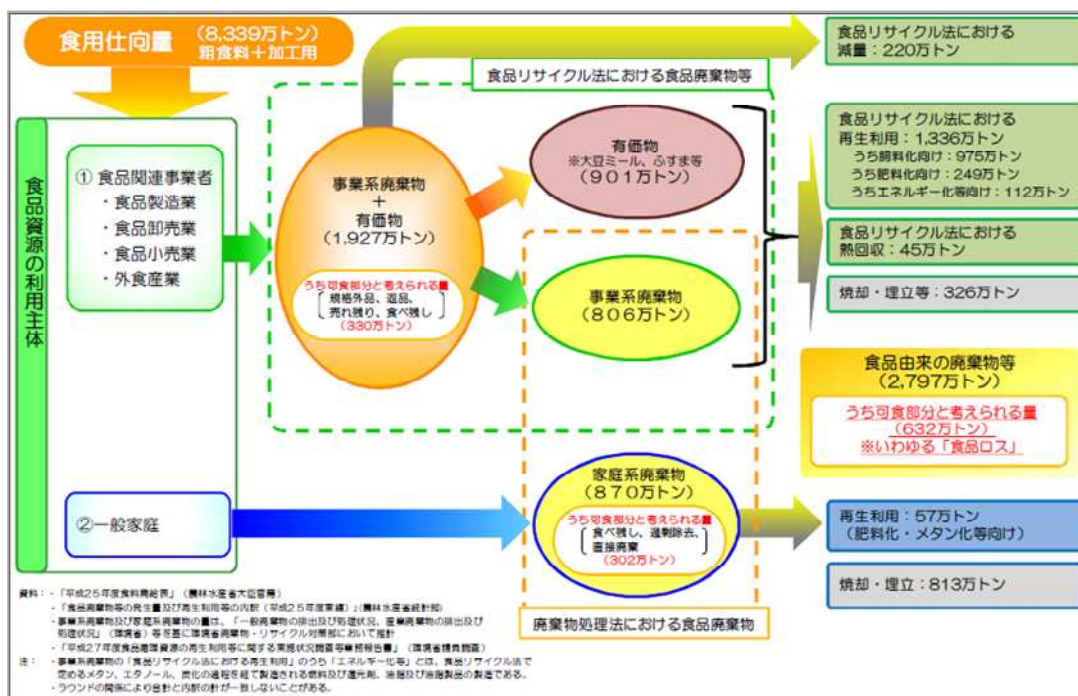


食品廃棄物

全国における 2013(平成 25)年度の食品廃棄物等の年間発生量は、食品産業全体からは1,927万トンで、一般家庭からは870万トンとなっています。

そのうち、可食部分と考えられる量(いわゆる「食品ロス」)は、632万トンとなっており、そのうち約半数は、一般家庭から排出されています。

食品廃棄物等の利用状況等(平成 25 年度推計)(全国)



(出典：農林水産省資料)

食品廃棄物等の再生利用等実施率(平成 25 年度実績)

業種	年間発生量(万トン)	再生利用等実施率
食品製造業	1,594	95%
食品卸売業	21	58%
食品小売業	124	45%
外食産業	188	25%
食品産業計	1,927	85%

(出典：農林水産省資料)

(2) 産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進

【主な取組】

産業廃棄物の 3 R の推進



自主管理事業説明会
(優良事例発表の様子)

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の公表、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と協調した事業者による自主的な廃棄物の排出抑制や再生利用を促進するための廃棄物自主管理事業及び他事業所での循環的利用を図る廃棄物交換システムの運用に取り組みました。

また、環境マネジメントシステムの普及促進に向け、中小企業を対象とした研修会や情報提供を行いました。

循環型社会ビジネス振興として、産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者に対する融資の際の施設認定及び利子補給により民間リサイクル施設の整備支援を行いました。また、表彰制度を活用した支援として、3 R 活動の推進に功労された事業者を表彰しました。

建設廃棄物の 3 R の推進



新庁舎完成予想図

県庁舎の長寿命化事例（新庁舎）

県立高校の耐震化工事、県庁舎の修繕工事等により建物の長寿命化を図り、建設廃棄物の排出抑制に努めました。

再生生コンクリートなどの建設リサイクル資材を県が認定することにより、公共工事での建設リサイクル資材の利用を促進したほか、県公共工事で発生するコンクリート塊等の再資源化、建設汚泥の減量化及び再生利用等の促進を図りました。

上下水道汚泥等の 3 R の推進

上水道における浄水過程で発生する汚泥を脱水した後、再生利用を行いました。下水道汚泥についても、脱水、焼却による減量化を行い、焼却灰の再生利用を行いました。

家畜排せつ物の適正な管理と堆肥としての有効活用を促進するため、家畜排せつ物処理に必要な機械等の整備を支援しました。

【関連データ】

産業廃棄物業種別・種類別の排出量（平成 26 年度）

(千トン)

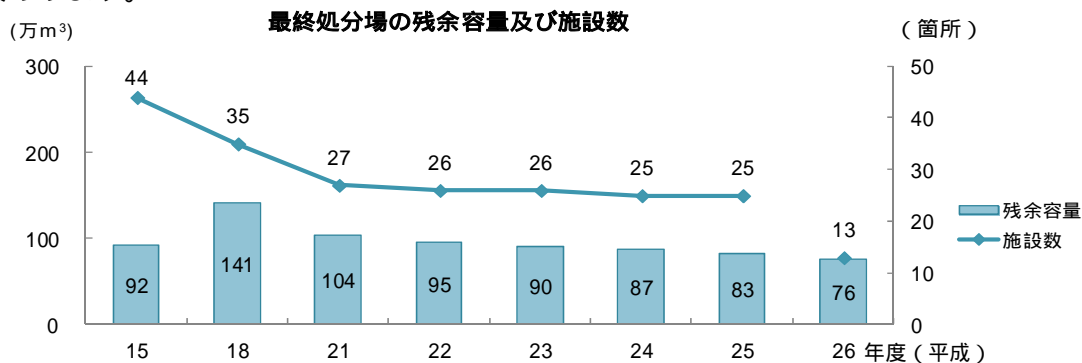
	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業
合計	16,917	364			1,413	4,272	3,702	6,723		5		4	434
燃え殻	31						0	31					
汚泥	10,201				1,413	620	1,491	6,411				0	267
廃油	134						128	1				0	4
廃酸	301						296	0				0	4
廃アルカリ	159						154	1				0	5
廃プラスチック類	174						149	0		0		0	24
紙くず	5						5						
木くず	303					267	28	0		5			4
繊維くず													
動植物性残さ	99						99						
動物系固形不要物													
ゴムくず	0						0						
金属くず	96						83	11				0	2
ガラス陶磁器くず	839						837	1					1
鉱さい	65						65						
がれき類	3,269					3,066	76	28					99
ばいじん	513						284	228					
動物のふん尿	363	363											
動物の死体	1	1											
その他の産業廃棄物	364					319	7	11				3	24

注) 表中の空欄は推計上の該当値がないことを、「0」は500トン未満であることを示している。

(出典：神奈川県産業廃棄物実態調査)

産業廃棄物最終処分場の残余容量 及び施設数

県内における産業廃棄物最終処分場の残余容量及び施設数は、2014(平成 26)年度末で約 76 万m³、13 施設となっています。なお、このうち稼働しているのは3施設で、民間の産業廃棄物処分業者が運営する処分場が2施設、公営の処分場が1施設あります。

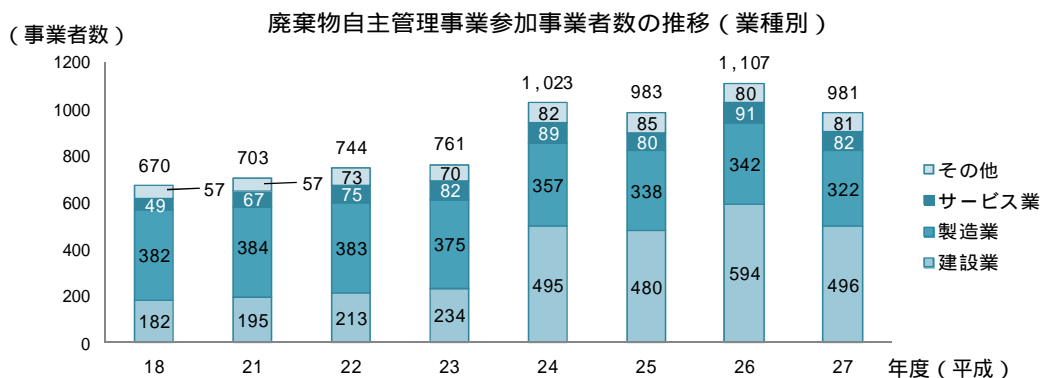


注) 施設数は、平成 26 年度から廃棄物処理法政令第 7 条に関する施設数のみを計上している。

(出典：神奈川県産業廃棄物関係資料集)

廃棄物自主管理事業の参加事業者数

事業者における廃棄物の排出抑制や再生利用に向けた自主的な取組を促進する廃棄物自主管理事業については、参加事業者数は近年横ばい傾向となっています。



(出典：廃棄物自主管理事業の手引き(平成 28 年 3 月))

(3) 人材の育成と広域連携の推進

【主な取組】

環境教育・人材育成の推進



NPOや企業等と連携した出前講座

学校における環境教育として、小・中・高等学校における環境教育や環境ポスター・標語コンクールを実施しました。

地域における環境学習については、NPOや企業等と連携した出前講座の実施、大学生等を対象に環境インターンシップとして企業等での就業体験機会の提供などを行いました。

事業者向けの人材育成については、優良産業廃棄物処理業者評価制度の適切な運用や公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会と連携して産業廃棄物処理業者等向け講習会を実施しました。

広域的な取組の推進



九都県市首脳会議による普及啓発

九都県市首脳会議の事業である容器包装の減量化に関する企業の取組を紹介する「容器包装ダイエット宣言」や食品ロス削減に向けた「食べきりげんまんプロジェクト」などを通じ、廃棄物の排出抑制や再資源化に関する普及啓発を行いました。

環境関連技術の研究については、食品廃棄物を有効利用する研究に取り組み、食品残さ飼料化技術の開発などを行いました。

(4) 適正処理の推進

【主な取組】

適正処理の推進

一般廃棄物については、市町村に対して「一般廃棄物処理事業の概要」による情報提供や、一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営に係る技術的支援等を行いました。

産業廃棄物については、立入検査等による事業者指導や講習会の開催等を通じ、排出事業者・処理業者における適正処理の推進を図りました。

産業廃棄物処理施設の整備と運営



「かながわ環境整備センター」
での施設見学の様子

県の利子補給・制度融資による民間の産業廃棄物処理施設の整備への支援や県立県営の産業廃棄物処分場「かながわ環境整備センター」の安全・安心な運営と利用促進に取り組みました。

有害物質等を含む廃棄物等の計画的な処理

排出事業者・処理業者に対する立入検査等によりアスベスト廃棄物の適正処理の推進を図りました。

感染性廃棄物等については、医療機関への立入検査による指導や適切な排出方法に関する情報提供を実施し、適正処理の推進を図りました。

休廃止した焼却施設の安全な管理と解体・撤去の促進

ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の管理に関し、指導や助言を行い設置者による安全な管理の確保に努めるとともに、県立学校等の小型焼却炉の解体・撤去を行いました。

【関連データ】

一般廃棄物(し尿)の現状

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は 2003(平成 15)年度から減少傾向にあります。

し尿および浄化槽汚泥収集量

(万リットル)

収集量	平成15年度		平成18年度		平成21年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	
し尿	10	100	8	80	6	60	5	50	5	50	5	50
浄化槽汚泥	41	100	36	88	33	80	30	73	30	73	30	73
合計	51	100	44	86	39	76	36	71	35	69	34	67

(出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要)

産業廃棄物処理業の許可件数

2014(平成 26)年度末の県内の産業廃棄物処理業の許可件数は 11,970 件であり、そのうち収集運搬業のみの許可件数は 11,586 件(97%)となっています。

産業廃棄物処理業の許可状況(県内全域)

(各年度末現在)

営業の種類 年度	処 理 業者数	比率(%)	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分	収集運搬 と		中間処理 と		収集運搬 と			
						海洋 投入	中間処理	海洋 投入	最終処分	海洋 投入	最終処分		
24	13,690	-	13,316	128	2	1	241	-	-	2	2	1	-
25	12,985	-	12,605	150	2	1	225	-	-	2	2	1	-
26	11,970	-	11,586	157	2	1	222	-	-	2	2	1	-
神奈川県	9,677	100.0%	9,543	18	-	-	116	-	-	-	-	-	-
本 庁	6,888	71.2%	6,888	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横須賀三浦	396	4.1%	393	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
県 央	1,078	11.1%	1,017	7	-	-	54	-	-	-	-	-	-
湘 南	887	9.2%	841	6	-	-	40	-	-	-	-	-	-
県 西	428	4.4%	404	4	-	-	20	-	-	-	-	-	-
横浜市	896	-	770	62	2	1	61	-	-	1	1	-	-
川崎市	640	-	571	46	-	-	22	-	-	1	1	-	-
相模原市	608	-	570	22	-	-	16	-	-	-	-	-	-
横須賀市	149	-	132	9	-	-	7	-	-	-	-	1	-

特別管理産業廃棄物処理業の許可状況(県内全域)

(各年度末現在)

営業の種類 年度	処 理 業者数	比率(%)	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分	収集運搬 と	収集運搬 と	中間処理 と	収集運搬 と
						中間処理	最終処分	最終処分	中間処理
24	1,563	-	1,526	16	1	20	-	-	-
25	1,230	-	1,195	17	1	17	-	-	-
26	1,130	-	1,094	18	1	17	-	-	-
神奈川県	903	100.0%	896	1	-	6	-	-	-
本 庁	729	80.7%	729	-	-	-	-	-	-
横須賀三浦	25	2.8%	25	-	-	-	-	-	-
県 央	66	7.3%	63	-	-	3	-	-	-
湘 南	57	6.3%	55	-	-	2	-	-	-
県 西	26	2.9%	24	1	-	1	-	-	-
横浜市	91	-	76	9	1	5	-	-	-
川崎市	53	-	45	5	-	3	-	-	-
相模原市	50	-	46	2	-	2	-	-	-
横須賀市	33	-	31	1	-	1	-	-	-

(注1)海洋投入は、最終処分業の内数

(注2)平成22年法改正により平成23年4月1日に収集運搬業(積替・保管なし)の許可が合理化されたため、政令市処理業者数の中には政令市の許可を自動的に失効した業者数が含まれている場合がある。

(出典：神奈川県産業廃棄物関係資料集)

(5) PCB 廃棄物の処理の推進

【主な取組】

PCB 廃棄物の適正保管の徹底

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管事業者に対する保管状況の届出、適正保管の徹底等の指導に取り組みました。

円滑な処理の推進



未届事業者を把握するための掘り起こし調査の実施や使用事業者への期限内処理の周知など、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と連携して計画的な処理の推進を図りました。

PCB 廃棄物期限内処理の啓発チラシ

中小企業者等の負担軽減

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理に係る負担を軽くするために設けられた PCB 廃棄物処理基金の造成に協力しました。

(2001(平成 13)年度から 2015(平成 27)年度までの拠出金累計 1,735,152 千円)

県保有の PCB 廃棄物の計画的な処理

2017(平成 29)年度からの処理開始に向け、説明会の開催、庁内掘り起こし調査を実施するなど、本格的な処理に向けた準備作業を行いました。

(6) 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

【主な取組】

不法投棄を許さない地域環境づくり



不法投棄監視パトロール

毎年 11 月を「不法投棄撲滅強化月間」とし、県民、事業者、市町村と連携して、不法投棄撲滅キャンペーンを展開しました。

不法投棄の監視活動については、県・市町村の合同パトロールや警察OBによるパトロール、民間警備会社による夜間休日の監視パトロール、監視カメラによる監視を行うとともに、県管理の河川、道路、林道等におけるパトロールを行いました。

また、県管理の海岸や河川において、警告看板や不法投棄防止柵を設置しました。

産業廃棄物の不適正処理対策の推進



産廃スクラム 32 による一斉路上調査

運輸関係団体（タクシー、郵便、トラック等）との連携・協力による監視活動や、近隣都県市等との広域的な連携（産廃スクラム 32、九都県市、山静神）による一斉路上調査やキャンペーンにより、産業廃棄物の不適正処理防止を推進しました。

不法投棄の原状回復に向けた取組



撤去後

不法投棄緊急撤去事業

不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、県管理の河川、道路、林道等における不法投棄物の撤去や民有地等における生活環境保全上の支障がある不法投棄物の緊急撤去を行いました。

(7) 海岸美化等の推進

【主な取組】

海岸美化や海岸漂着物対策の推進



電車の車内広告

ビーチクリーンアップかながわ等によるかながわクリーン運動の周知支援や、美化財団が実施する海岸清掃事業に対して沿岸 13 市町とともに経費の負担、暴風雨等により緊急に清掃が必要となった際の経費を負担することにより、海岸における良好な景観や海岸の保全を図りました。

また、電車の車内広告を使って、海岸ごみの状況やごみの持ち帰りを広くアピールする啓発を行いました。

美化キャンペーン等普及啓発の実施

大山登山口での
クリーンキャンペーン

河川においては、「県央・相模川サミット」構成 6 市町村と共同で、相模川流域における不法投棄一掃キャンペーンの実施や桂川・相模川流域協議会等が行うキャンペーンを支援しました。

自然公園においては、丹沢大山国定公園及びその周辺の 7 市町村を会場に「クリーンキャンペーン」を実施しました。

(8) 災害廃棄物対策

【主な取組】

県内の災害廃棄物処理体制の検討

県及び市町村の職員等を対象に、災害廃棄物処理業務経験者を招いた研修会を実施するとともに、県及び市町村の職員を構成員とした「ごみ処理広域化推進会議専門部会」を開催し、県内の処理体制の検討を行いました。

県域を越えた災害廃棄物処理体制の検討

「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」(2014(平成 26)年 11 月設置)に参画し、国・都県・民間団体等による連携のもと、大規模災害発生時に備えた災害廃棄物対策行動計画を策定しました。

2 廃棄物の将来推計（計画実施後）

2012(平成 24)年 3 月の計画改定時に、2009(平成 21)年度を基準年とし、本計画に記載した施策・事業を実施し想定した効果をあげた場合、廃棄物の排出量等は次のとおりになるものと推計しています。

なお、一般廃棄物については、生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量の目標値を再設定するにあたって（計画目標 目標 1 参照）、2014(平成 26)年度までの実績等を踏まえ将来推計値を再推計しています。

(1) 一般廃棄物

(万トン)

	基準			実績			将来推計（計画実施後） ^(注)					
	平成21年度			平成26年度			平成28年度			平成33年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	313	100%	100	297	100%	95	295 (301)	100%	94 (96)	278 (292)	100%	89 (94)
（生活系）	240	77%	100	226	76%	94	225 (233)	76% (77%)	94 (97)	221 (227)	79% (78%)	92 (95)
（事業系）	73	23%	100	71	24%	97	70 (68)	24% (23%)	96 (93)	57 (65)	21% (22%)	78 (90)
再生利用量	76	25%	100	76	26%	100	80 (85)	27% (28%)	105 (112)	86 (91)	31% (31%)	113 (119)
減量化量	207	66%	100	197	66%	95	191 (190)	65% (63%)	92 (91)	170 (176)	61% (61%)	82 (85)
最終処分量	29	9%	100	24	8%	83	23 (26)	8% (9%)	79 (91)	22 (25)	8% (8%)	77 (84)

(注) () 内は、平成24年 3 月改定時の将来推計値

(2) 産業廃棄物

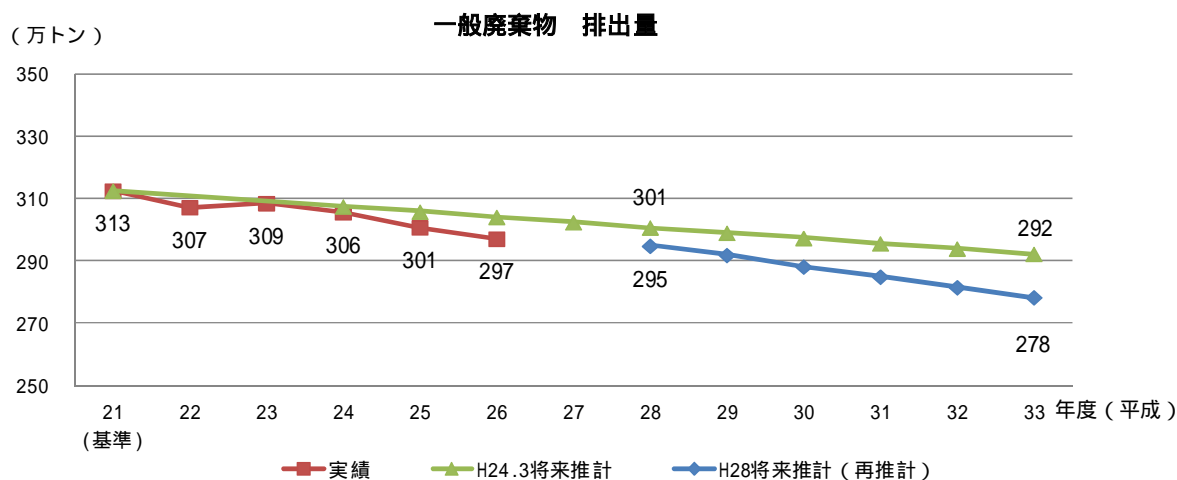
(万トン)

	基準			実績			将来推計（計画実施後）					
	平成21年度			平成26年度			平成28年度			平成33年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	1,716	100%	100	1,692	100%	100	1,679	100%	98	1,692	100%	99
再生利用量	711	41%	100	705	42%	99	698	42%	98	712	42%	100
減量化量	891	52%	100	877	52%	101	906	54%	102	908	54%	102
最終処分量	114	7%	100	110	7%	96	75	4%	66	72	4%	63

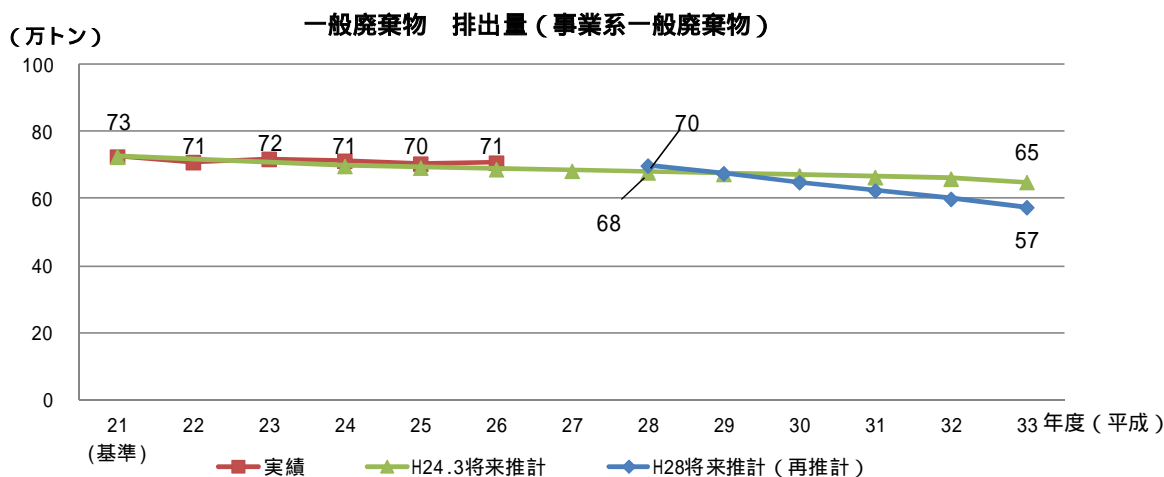
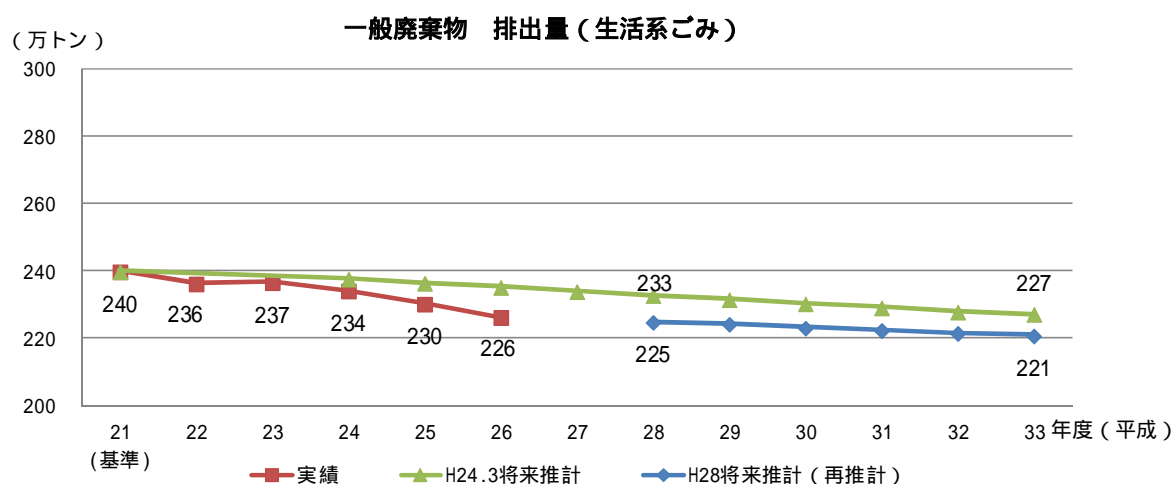
3 将来推計に対する進捗状況

(1) 一般廃棄物

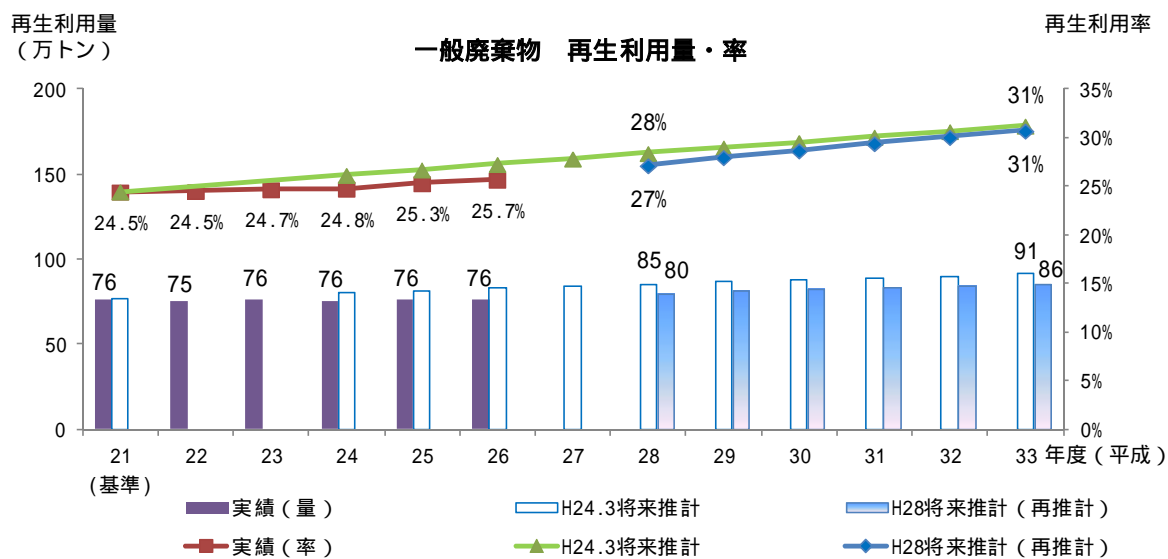
排出量の総量は、2014(平成 26)年度実績で 2012(平成 24)年 3 月に推計した 2016(平成 28)年度の将来推計を下回っており、着実に減少しています。



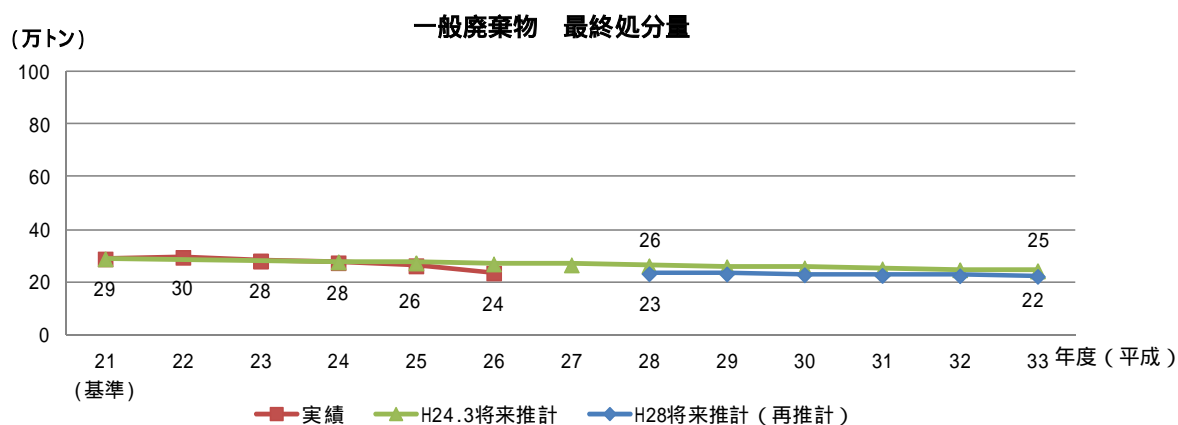
生活系ごみの排出量は、2014(平成 26)年度実績で 2012(平成 24)年 3 月に推計した 2016(平成 28)年度の将来推計を下回っており、着実に減少していますが、事業系一般廃棄物の排出量は、将来推計を上回って横ばいで推移しています。



再生利用については、量・率ともに 2012(平成 24)年 3 月に推計した将来推計を下回り、横ばいで推移しています。



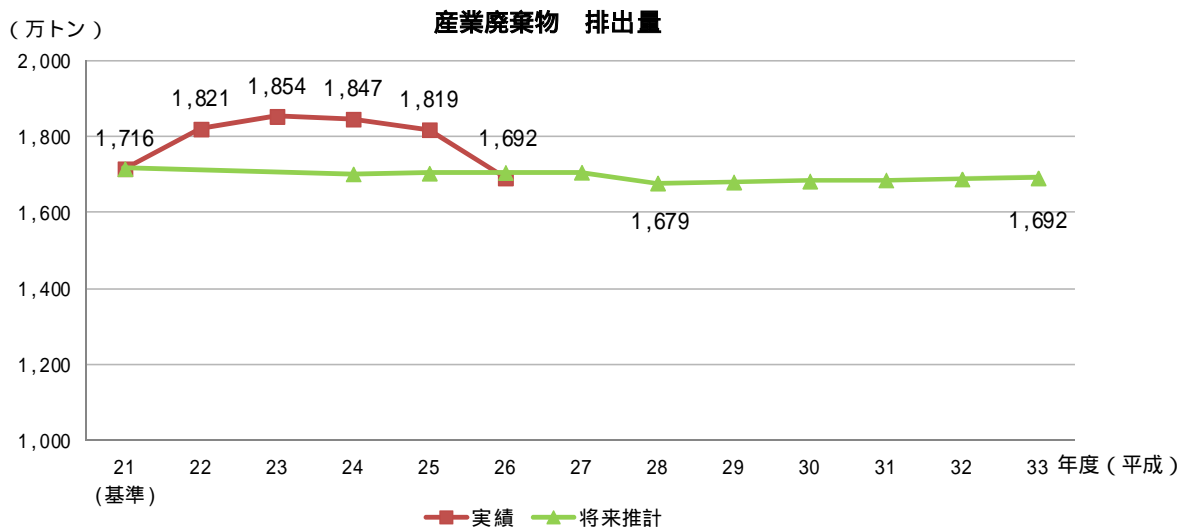
最終処分量は、排出量の減少に伴い、2014(平成 26)年度実績で 2012(平成 24)年 3 月に推計した 2016(平成 28)年度の将来推計を下回っており、着実に減少しています。



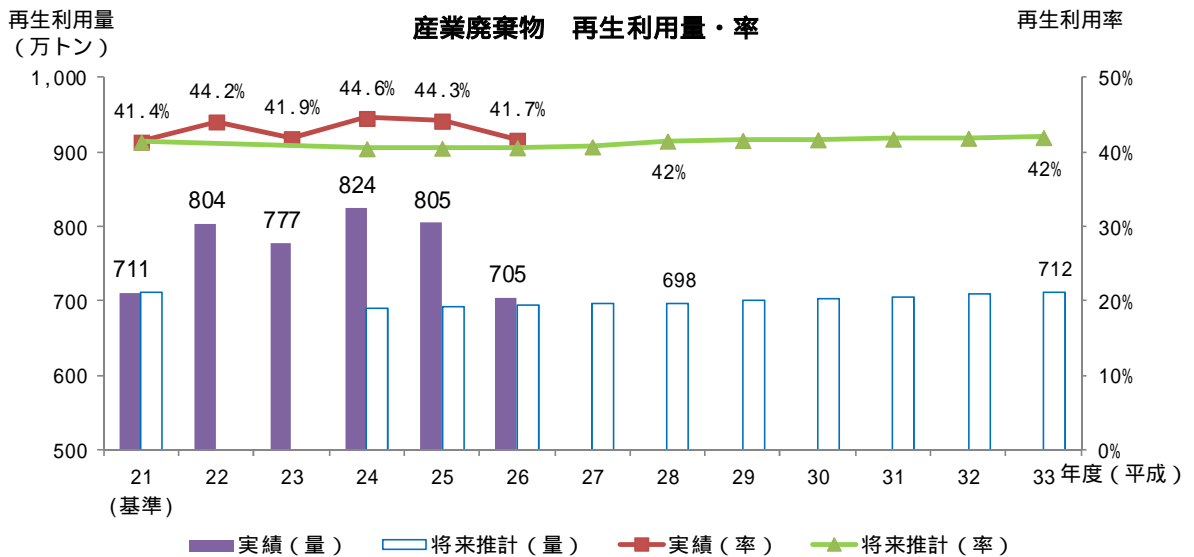
3 将来推計に対する進捗状況

(2) 産業廃棄物

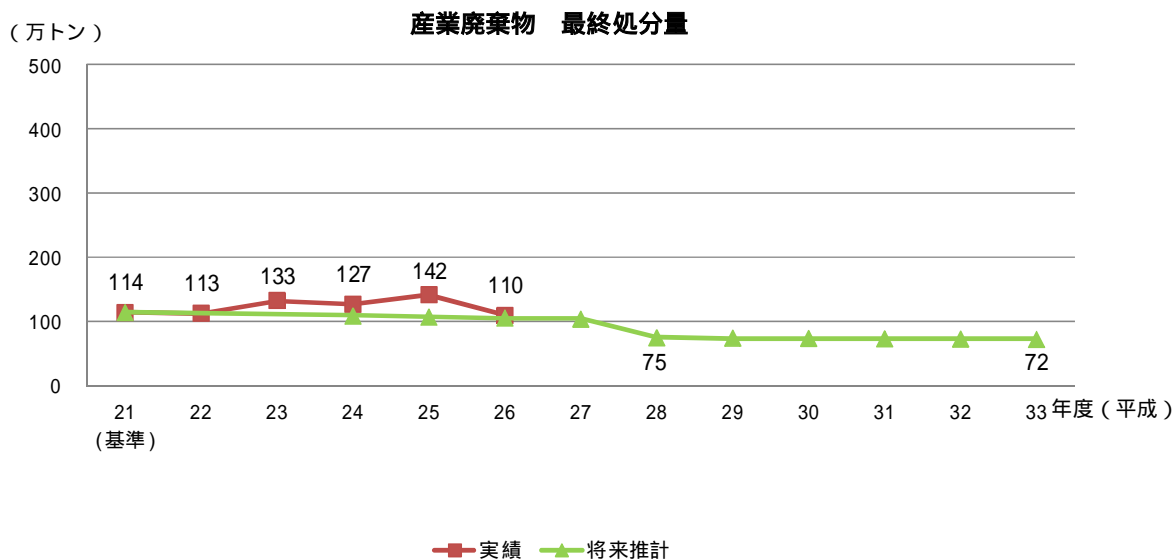
排出量は、高い水準で推移していましたが、2014(平成 26)年度実績では減少したため、将来推計とほぼ同程度となっています。



再生利用量は、将来推計を上回って推移しており、再生利用率は、近年横ばい傾向で推移しています。



最終処分量は、排出量が高い水準で推移していることから、将来推計を上回って高めに推移していましたが、2014(平成 26)年度実績では将来推計とほぼ同程度となっています。



4 市町村計画における数値目標

市町村名	項目	基準年度 (平成)	目標年度 (平成)	目標値
横浜市	総排出量（ごみと資源の総量）	21	29	5%以上（約64,000トン）削減
			37	10%以上（約128,000トン）削減
	ごみ処理に伴い排出される 温室効果ガス		29	25%以上（約71,000トン-CO ₂ ）削減
			37	50%以上（約141,000トン-CO ₂ ）削減
川崎市	1人1日あたりのごみ排出量	26	37	10%削減（998g → 898g）
	ごみ焼却量			4万トン削減（37万トン → 33万トン） （家庭系2万トン削減、事業系2万トン削減）
	ごみ排出量：一般家庭から排出されるごみ（普通ごみ・粗大ごみ・資源物・資源集団回収）、 事業者から排出されるごみ（事業系焼却ごみ・事業系資源物）、道路清掃ごみの合計			
相模原市	市民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 ¹	18	30	480g以下（約24%減）
	ごみ総排出量 ²			223,000トン以下（約18%減）
	リサイクル率 ³			25%以上（約7ポイント増）
	最終処分量			21,000トン以下（約37%減）
	¹ （収集ごみ+家庭からの持込ごみ+粗大ごみ）÷人口÷365日 ² 家庭ごみ+事業系ごみ+資源 ³ （資源回収量+処理後資源化量+集団資源回収量）÷ごみ総排出量×100			
横須賀市	発生・排出量 （うち集団資源回収）	27	33	123,000トン （23,000トン）
	焼却量			82,400トン
	埋立量			1,700トン
	資源化量			44,000トン
	資源化率			36%
	1人1日排出量 （集団資源回収除く）			695g
平塚市	原単位 ¹	19	29	903g/人・日
			32	889g/人・日以上削減
	家庭系ごみ ² 原単位		29	527g/人・日
			32	525g/人・日以上削減
	資源化率		29	26.5%
			32	26.6%以上
	最終処分量		29	87.2%削減
			32	87.3%以上削減
¹ 事業系一般廃棄物を含む1人1日当たりのごみの排出量 ² 集団回収、資源ごみ等を除く				

市町村名	項目	基準年度 (平成)	目標年度 (平成)	目標値
鎌倉市	ごみの排出量	26	37	58,282トン(約13%削減)
	資源化率			約53%
	焼却量 ¹	26		28,854トン(約23%削減)
	うち家庭系			18,789トン
	うち事業系			10,065トン
	温室効果ガス排出量 ²			9,188トン-CO ₂ (約42%削減)
	¹ 平成27年度実績焼却量から駆け込み推計分を除いた32,928トンをベースに各年度のごみ焼却量を見込む ² CO ₂ 排出量(トン-CO ₂) = 焼却処理量(トン) × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.69(廃プラスチックの焼却に伴う排出) + 焼却処理量(トン) × 全国平均合成繊維比率(0.028) × 2.29(合成繊維の焼却に伴う排出)			
藤沢市	市民1人1日当たりのごみ排出量		38	895g/人・日(3.3%程度削減 ³)
	市民1人1日当たりの要処理量			693g/人・日(3.9%程度削減 ³)
	資源化率 ¹			24.1%
	資源化率 ²			32.5%
	最終処分率			0.2%以下を維持
	事業系ごみ排出量			39,127トン/年(22.8%程度削減 ³)
	¹ 灰溶融等資源化を含まないごみ排出量中の資源物の割合 ² 灰溶融等資源化を含むごみ排出量中の資源物の割合 ³ 現状のごみ排出量等が推移した場合の「現状推計値」に対する割合			
小田原市	燃せるごみ排出量(総量)		31	50,167トン
	資源化率			30.5%
茅ヶ崎市	ごみの年間総排出量	23	29	74,019トン(2.7)
			34	73,743トン(3.0)
	市民1人1日当たりの排出量		29	849g/人日(3.7)
			34	846g/人日(4.1)
	市民1人1日当たりの資源物を除く排出量		29	576g/人日(21.8)
			34	574g/人日(22.1)
	リサイクル率		29	34.3%
			34	34.9%
	最終処分率		29	8.6%
			34	8.0%
()内は平成23年度に対する削減率				
逗子市	ごみ排出量		31	17,221トン/年
	資源化量			9,110トン/年
	資源化率			53%
	最終処分量			187トン/年
	最終処分率			1%
三浦市	総ごみ量		29	推計値より1人1日当たり15g削減
	資源化			推計値より1人1日当たり30g増加

4 市町村計画における数値目標

市町村名	項目	基準年度 (平成)	目標年度 (平成)	目標値	
秦野市	ごみ排出量(資源物を除く)	27	33	636g/人・日	
			43	572g/人・日	
	資源化率		33	29.3%	
	43		37.5%		
(分別収集資源量+集団資源回収量+施設での資源化量)/総ごみ排出量×100					
厚木市	減量化目標(家庭系ごみ)	14	32	30%	
	減量化目標(事業系ごみ)			30%	
	資源化目標(家庭系ごみ)			40%	
大和市	市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	26	32	440g/人・日	
			37	438g/人・日	
	リサイクル率		32	31.8%	
	37		32.2%		
リサイクル率(%)=(総資源化量/総排出量)×100 総資源化量=(資源分別回収量)+(焼却灰資源化量)+(その他のリサイクル量) 総排出量=(家庭系ごみ)+(事業系ごみ)+(資源分別回収量)					
伊勢原市	総ごみ排出量 (原単位)	27	33	31,467トン/年 (863g/人・日)	
			43	29,504トン/年 (855g/人・日)	
	焼却対象量 ¹ (総量) (原単位)		33	24,565トン/年 (674g/人・日)	
			43	20,256トン/年 (587g/人・日)	
	資源化率 ²		33	25.3%	
			43	35.8%	
1 焼却対象量とは、家庭ごみと事業系ごみの燃やすごみ、可燃性粗大ごみ等のごみの量 2 資源化率(%)=(資源化量/総ごみ排出量)×100 資源化率は、中間処理後の資源化量も含んだ数値					
海老名市	一人一日あたりの 家庭ごみ ¹ の減量化量	22	33	25g/人・日	
			39	31g/人・日	
	事業系ごみの減量化量		33	1,600トン/年	
			39	1,700トン/年	
	リサイクル率 ²		33	約40%	
			39	約40%(平成33年度目標達成後、平成39年度まで維持)	
	年間焼却量		33	約25,000トン/年	
			39	約24,000トン/年	
	年間焼却量削減率		12	33	約25%
			39	約26%	
	一人一日あたりの焼却量		12	33	504g/人・日
				39	496g/人・日
一人一日あたりの 焼却量の削減率	33	35%			
	39	36%			
1 一人一日あたりの家庭からの排出量=(家庭系ごみ排出量(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源物+直接搬入ごみ)+集団資源回収量)/(人口(人)×365(日)) 2 リサイクル率=(資源物収集量+集団資源回収量+中間処理施設での資源化量(焼却灰の資源化量含む))/総排出量(家庭系ごみ量(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源物+集団資源回収)+事業系ごみ量)					

市町村名	項目	基準年度 (平成)	目標年度 (平成)	目標値
座間市	一人一日あたりの 家庭ごみ ¹ の減量化量	22	33	20g/人・日
			39	25g/人・日
	事業系ごみの減量化量		33	増加抑制
			39	増加抑制
	リサイクル率 ²	12	33	約40%
			39	約40% (平成33年度目標達成後、平成39年度まで維持)
	年間焼却量		33	約22,000トン/年
			39	約21,000トン/年
	年間焼却量削減率	12	33	約35%
			39	約37%
	一人一日あたりの焼却量	12	33	477g/人・日
			39	474g/人・日
	一人一日あたりの 焼却量の削減率	12	33	35%
39			35%	
$1 \text{ 一人一日あたりの家庭からの排出量} = (\text{家庭系ごみ排出量(可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源物 + 直接搬入ごみ)} + \text{集団資源回収量}) / (\text{人口(人)} \times 365(\text{日}))$ $2 \text{ リサイクル率} = (\text{資源物収集量} + \text{集団資源回収量} + \text{中間処理施設での資源化量(焼却灰の資源化量含む)}) / \text{総排出量(家庭系ごみ量(可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源物 + 集団資源回収) + 事業系ごみ量)}$				
南足柄市	一人1日あたりの家庭ごみ	27	38	500g (80g減)
	事業系ごみ	22		H22比 30%減 (454トン減)
	リサイクル率		35.2% (H22比 7.9ポイント増)	
	国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な推進を図るための基本的な方針」に基づく			
綾瀬市	一人一日あたりの 家庭ごみ ¹ の減量化量	22	33	20g/人・日
			39	25g/人・日
	事業系ごみの減量化量		33	1,200トン/年
			39	1,300トン/年
	リサイクル率 ²	12	33	約40%
			39	約40% (平成33年度目標達成後、平成39年度まで維持)
	年間焼却量		33	約15,000トン/年
			39	約15,000トン/年
	年間焼却量削減率	12	33	約28%
			39	約32%
	一人一日あたりの焼却量	12	33	486g/人・日
			39	482g/人・日
	一人一日あたりの 焼却量の削減率	12	33	33%
39			33%	
$1 \text{ 一人一日あたりの家庭からの排出量} = (\text{家庭系ごみ排出量(可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源物 + 直接搬入ごみ)} + \text{集団資源回収量}) / (\text{人口(人)} \times 365(\text{日}))$ $2 \text{ リサイクル率} = (\text{資源物収集量} + \text{集団資源回収量} + \text{中間処理施設での資源化量(焼却灰の資源化量含む)}) / \text{総排出量(家庭系ごみ量(可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源物 + 集団資源回収) + 事業系ごみ量)}$				
葉山町	リサイクル率 ¹	27	38	50%以上
	焼却率 ²			50%以下
	$1 \text{ リサイクル率: 総ごみ量の内、分別や処理過程によりリサイクルを実施した率}$ $2 \text{ 焼却率: 総ごみ量の内、ごみとして焼却処理を実施した率}$			

市町村名	項目	基準年度 (平成)	目標年度 (平成)	目標値
寒川町	一人1日当たりごみ排出量 ¹	23	29	783 g
			32	760 g
	リサイクル率 ²		29	34.3%
			32	35.7%
	年間総排出量 ³		29	13,737トン
			32	13,228トン
¹ 一人1日当たり排出量：排出量÷人口÷365（または366） ² リサイクル率：（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）/（ごみの総処理量＋集団回収量） ³ 排出量：ごみ、資源物として排出され、処理対象となる量				
大磯町	資源化の目標	21	32	31.8%
	減量化の目標			887 g/人・日
	最終処分の目標			131トン/年
二宮町	1人1日当たりのごみ排出量	27	38	776 g/人・日以下（69 g/人・日削減）
	資源化率			33.2%以上
	最終処分量	22		H28以降H22の1/3以下
中井町	家庭系ごみ排出原単位 ¹	16	32	595 g/人・日（34 g 減量）
	家庭系の資源ごみ以外の排出原単位	12		416 g/人・日 （リサイクル量 ² 179 g/人・日）
	事業系の資源ごみ以外の排出原単位 ³	16		1.35トン/日（21.5%削減）
	¹ 家庭系ごみ排出原単位＝収集ごみ量（g/人・日）＋集団資源回収量（g/人・日） ² リサイクル量：収集資源ごみ量＋集団資源回収ごみ量 ³ 事業系ごみ排出量：大井及び中井美化センターにて処理をする量			
大井町	家庭系ごみ排出原単位 ¹	16	32	753 g/人・日（59 g 減量）
	家庭系の資源ごみ以外の排出原単位	12		466 g/人・日 （リサイクル量 ² 287 g/人・日）
	事業系の資源ごみ以外の排出原単位 ³	16		3.08トン/日（10.5%削減）
	¹ 家庭系ごみ排出原単位＝収集ごみ量（g/人・日）＋集団資源回収量（g/人・日） ² リサイクル量：収集資源ごみ量＋集団資源回収ごみ量 ³ 事業系ごみ排出量：大井及び中井美化センターにて処理をする量			
松田町	家庭系ごみ排出原単位 ¹	16	32	822 g/人・日（82 g 減量）
	家庭系の資源ごみ以外の排出原単位	12		526 g/人・日 （リサイクル量 ² 296 g/人・日）
	事業系の資源ごみ以外の排出原単位 ³	16		1.46トン/日（12.6%削減）
	¹ 家庭系ごみ排出原単位＝収集ごみ量（g/人・日）＋集団資源回収量（g/人・日） ² リサイクル量：収集資源ごみ量＋集団資源回収ごみ量 ³ 事業系ごみ排出量：大井及び中井美化センターにて処理をする量			
山北町	排出量	19	33	7.9%減
	再生利用率			24.5%
	最終処分量	19		14.3%減
	町計画の平成33年度の将来予測結果を記載			
開成町	排出量	19	33	7.6%減
	再生利用率			28.5%
	最終処分量	19		16.6%減
	町計画の平成33年度の将来予測結果を記載			

市町村名	項目	基準年度 (平成)	目標年度 (平成)	目標値
箱根町	削減率	19	33	15%以上削減
	資源化率			12%以上
	最終処分量	19		25%以上削減
湯河原町 ・ 真鶴町	ごみ総排出量原単位	22	33	1,296 g /人日 (10%以上削減)
	家庭系ごみ排出量原単位			950 g /人日 (10%以上削減)
	事業系ごみ排出量原単位			301 g /人日 (20%以上削減)
	資源ごみ排出量原単位			170 g /人日 (5%以上削減) 資源化率は可能な限り上げる
	最終処分量			2,000トン (7%以上削減)
	湯河原町真鶴町衛生組合の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成23年策定)の数値を記載			
愛川町	減量化目標	22	34	904.9 g /人日以下 (約5%減)
	資源化目標			27.2% (約6.7ポイント増)
	焼却処理量			約21%の減少 (9,100トン)
	粗大ごみ等処理量			約9%の減少 (1,149トン)
	最終処分目標			約18%の減少 (1,157トン)
清川村	総排出量(減量化量)	26	33	907トン/年以下 (15%減)
			42	886トン/年以下 (17%減)
	一人一日当たり平均排出量 (減量化量)		33	762 g /人日以下 (13%減)
			42	
	資源化率		33	30%
			42	38%

(県資源循環推進課調べ)

5 用語の解説

【あ行】

石綿（アスベスト）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称です。耐熱性、絶縁性等に優れ、大部分が建材で使用されており、アスベスト繊維を吸引すると、15～50年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫などの病気を発症するおそれがあります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた紙くず、生ごみ等（産業廃棄物以外）の「事業系一般廃棄物」に分類されます。

一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第6条に基づき、一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項等を掲げた計画です。

NPO（Non Profit Organization：民間非営利団体）

社会に貢献する活動を行う民間非営利団体のことで、法人格の有無は問いません。なお、1998(平成10)年に制定された特定非営利活動促進法により、こうした活動を行う団体が特定非営利活動法人として法人格を取得できるようになりました。

汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程に

おいて生じた泥状のものなどのことです。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしています。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定しています。

【か行】

海岸漂着物

海岸に漂着したごみ、そのほかの汚物又は不要物をいいます。

海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸管理者や地方公共団体等の海岸漂着物の処理の責任や発生原因に係る定期的な調査など、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制に向けた取組等を定めた法律です。

海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）

船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、油、有害液体物質等及び廃棄物を海底下廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有

害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制すること等により、海洋汚染等の防止を図るための法律です。

海洋投入処分

1972(昭和 47)年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)第 21 回締約国会議において、我が国は、陸上処分を原則とした上で、ロンドン条約で海洋投入が許容されている廃棄物についても、処分量を抑制していくことを表明しました。以降、この方針は国際公約となっています。この条約に基づき、海洋汚染防止法で海洋投入処分の規制を行っています。

拡大生産者責任

生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけではなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うということです。

循環型社会形成推進基本法では、生産者が、その製造する製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行う責務や製品の引き取り、引き渡し又は循環的な利用を行う責務を規定しています。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

家庭等から排出される使用済みエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫のリサイクルを促進するため制定された法律で、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けています。

かながわエコ 10(てん)トライ

正式名称は、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10(てん)トライ」。

地球環境保全のための行動指針新アジェンダ 21 かながわを引き継ぐものとして、2015(平成 27)年 7 月にかながわ地球環境保全推進会議で採択されました。県民の日々の生活、企業の事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を 10 の項目、90 の行動メニューとして取りまとめたものです。

神奈川県地球温暖化対策計画

神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための知事が定める地球温暖化対策に関する基本的な計画であり、温室効果ガスの削減目標や目標達成に向けた取組などを定めています。(2016(平成 28)年 10 月改定)

かながわグランドデザイン(県の総合計画)

神奈川県自治基本条例第 20 条に基づき、県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画として、総合計画の策定が義務付けられています。本県の「総合計画」という趣旨を分かりやすく表現するために名称を「かながわグランドデザイン」としています。(基本構想 2012(平成 24)年 3 月策定、第 2 期実施計画 2015(平成 27)年 7 月策定)

神奈川県におけるレジ袋削減に向けた取組の実践に関する宣言

二酸化炭素と廃棄物の削減に取り組むとともに、環境にやさしい生活スタイルを実現していくため、事業者、消費者団体等各種団体、行政の参画と協

働のもと、レジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言です。(2009(平成21)年5月宣言)

かながわ住宅計画

住生活基本法に基づく法定計画である「神奈川県住生活基本計画」(2017(平成29)年3月改定)、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく法定計画である「神奈川県高齢者居住安定確保計画」(2015(平成27)年3月改定)、地域住宅特別措置法に基づく法定計画である「地域住宅計画 神奈川県地域」(2017(平成29)年3月改定)、県営住宅の整備と入居管理に関する基本方針を定めた計画である「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」(2013(平成25)年9月改定)の四つの計画で構成された住宅政策の基本方向などを定めた計画です。

かながわりサイクル製品認定制度

主に県内で発生した循環資源を原料の全部又は一部として製造している等の認定要件に適合している製品について、知事が実施要綱に基づき審査を行い、「かながわりサイクル製品」として認定する制度です。

環境インターンシップ

学生が、企業等で環境保全に関わる業務を体験することで、実践的能力のある人材を育成することです。

本県では、環境保全及び環境問題の解決に必要な意欲及び実践的能力を有する人材を育成するため、県内に学部を設置している大学の大学生及び大学院生を対象に、神奈川県環境インターンシップ事業を行っています。

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。

環境基本法では、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定めています。

環境マネジメントシステム

環境マネジメント(環境管理)は、企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組みです。ISO14000シリーズでいう環境マネジメントシステムとは、企業などの事業者が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続を指しており、また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいます。

感染性廃棄物

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動等に伴って発生した廃棄物のうち、人に感染症を生じさせるおそれのある病原性微生物が含まれ、付着し、又はそのおそれがある廃棄物のことです。特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することが求められています。

九都県市首脳会議

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮した上で、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することです。

経済的手法

環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的な誘導策を与えることにより、環境負荷が少なくなるようにすることです。例としては、税・課徴金、デポジット制度、排出権取引、補助金などがあります。

県営住宅ストック総合活用計画

概ね 20 年程度の長期的な視点から県営住宅ストックの有効活用の考え方を示すとともに、今後の県営住宅供給の基本方針と推進すべき施策を定めた計画です。(2013(平成 25)年 9 月改定)

建設汚泥

建設工事で行う掘削工事に伴って発生する含水率が高く粒子が微細な泥状の廃棄物のことです。

建設工事

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。)のことです。

建設廃棄物

建設工事に伴い生ずる廃棄物のことです。

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設物等の建設工事に伴って排出される特定建設資材の分別及びリサイクルを促進するため制定された法律で、一定規模以上の建設工事受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などが規定されています。

県内 GDP (県内総生産)

県内の産業などが 1 年間の生産活動によって生み出した付加価値を金額で表したものです。

減量化

排出された廃棄物を脱水、焼却等の中間処理を行うことにより減量することです。

広域ブロック

県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」(1998(平成 10)年 3 月策定)の方向に沿って、循環型社会の構築、ごみの適正処理による環境負荷の低減及びごみ処理事業の効率化を進めるためのブロック割です。

(県の広域ブロック割は資料編 36 ページを参照)

小型家電(小型電子機器等)

携帯電話端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータなどの電気機械器具で、小型家電リサイクル法施行令で定めるものをいいます。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

アルミ、貴金属やレアメタルなどを含むデジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため制定された法律です。

国により再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業計画にしたがって行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等があります。

こどもエコクラブ

公益財団法人日本環境協会が実施している、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブのことです。本県では、クラブへの支援としてホームページ等を通じた普及啓発を実施するとともに、地方事務局として各種申請を受け付けています。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うものです。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されています。

【さ行】

災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいいます。

再使用（リユース）

いったん使用された容器や製品等を再使用することです。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナルびんなどのように、製品を提供するための容器等を繰り返し使用したり、使用済の機器等をそのまま、若しくは修理等

を行った上で再び利用することなどです。

最終処分

再資源化又は再生利用されない廃棄物について、埋立等により最終的な処分を行うことです。

再生利用（リサイクル）

廃棄物の全部又は一部を原材料として利用することです。例えば、ガラスを破砕するなどしてガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料とするなどがあり、マテリアル・リサイクルともいわれています。

再生利用率

排出量のうち、どれだけ再生利用できたかを表したものです。（再生利用率 = 再生利用量 / 排出量）

再生利用量には、ビンやカンのように、中間処理による減量がされず再生利用される量に加え、汚泥のように焼却や脱水等の中間処理により減量された後、再生利用される量も含まれます。

一方、排出量には、焼却や脱水等の中間処理による減量化量が含まれるため、減量されている場合、再生利用率は100%になりません。

【例】 次の場合、再生利用率は30%となります。（トン）

	排出量	【焼却・脱水等】	再生利用量	最終処分量
生ごみ	50	43	7	0
汚泥	30	27	3	0
ビン・カン	15		15	0
プラスチック	5		5	0
合計	100	(減量化量 70)	30	0

再資源化

廃棄物として排出されたもののうち有用なものを、素材や部品として再使

用したり、一定の加工をして再生利用することです。

在宅医療廃棄物

在宅医療に伴って発生する注射針やチューブ・ビニールパック類などの廃棄物のことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、合計20種類の廃棄物です。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票(マニフェスト)を交付し、処理業者は、処理終了後にその旨を記載した帳票の写しを返送することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことです。

紙を使用したマニフェストのほか、マニフェストを電子化し、通信ネットワークを使用して廃棄物の流れを確認する「電子マニフェスト」もあります。

産廃スクラム 32(産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会)

広域にわたる産業廃棄物の不適正処理を未然に防止し、良好な環境を確保するとともに、不適正処理発生後の迅速な対応を図るため、2000(平成12)年11月に設置されました。

協議会は、関東甲信越及び福島、静岡エリアの自治体(本県を含む1都11県及び廃棄物処理法に基づく20政令市)から構成されており、不適正処理についての情報交換や産業廃棄物収集

運搬車両の一斉路上調査等の活動を行っています。

残余容量

最終処分場で廃棄物を埋立処分できる全体の容量のうち既に埋立られた容量を除く、残された埋立て可能な容量のことです。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、オフィスなど事業所からの紙くずや飲食店からの生ごみ等の一般廃棄物のことです。

指定工場制度

県が発注する公共工事によって生じるコンクリート塊等のリサイクルを行う工場を指定工場として登録する制度のことです。

指定事業者制度

県が発注する公共工事によって生じる建設発生木材等のリサイクルを行う事業者を指定事業者として登録する制度のことです。

資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

製品の環境配慮設計(軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計)、使用済製品の自主回収・リサイクル、製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル(事業所のゼロ・エミッション)といった3Rに関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムを構築するため制定された法律で、事業者として取り組むべき事項が規定されています。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車のリサイクルについて、自動車の所有者、関連事業者及び自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。

循環型社会

循環型社会形成推進基本法では、製品等が廃棄物等となることが抑制され、廃棄物となった場合でも、適正に循環的利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われないものについては、適正な処分が確保され、このことによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるかぎり低減される社会として定義しています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律です。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画です。同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めています。（2013(平成25)年5月第三次計画策定）

循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等）のうち有用なものを指します。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

循環的利用

天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減するため、廃棄物等のうち有用なものを「再使用」、「再生利用」及び「熱回収」により、利用することです。

浄化槽

下水道等の未整備地域で、トイレの排水や台所などの生活雑排水を処理する設備のことです。以前は、トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽とトイレの排水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置が認められていましたが、現在は、単独処理浄化槽の新設は認められていません。なお、浄化槽法の改正により、既存の単独処理浄化槽については、みなし浄化槽とすることが定義されています。

浄化槽汚泥

浄化槽で水洗トイレの排水や生活雑排水を処理した際に発生する泥状のものです。

食品廃棄物

食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭などから排出される、調理くず、食べ残し、期限の切れた食品などのことです。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された法律で、食品関連事業者等が取り組むべき事項が規定されています。

食品ロス

食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。例として家庭における食品ロスは、消費期限・賞味切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう（直接廃棄）、食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる（食べ残し）、食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまう（過剰除去）の3種類に分けられます。

飼料化

食品廃棄物の水分や栄養成分等を調整して、家畜用の飼料を製造することです。

水銀

水銀は金属で唯一、常温で液体であり、様々な金属と合金を形成します。国内では電池や蛍光管、血圧計、温度計、歯科用アマルガムといった様々な用途に使用されています。一方、水銀の有害性は高く、水俣病のような水銀汚染による健康被害と環境破壊が繰り返されることのないよう、国際的に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、水銀汚染防止法（水銀による環境の汚染の防止に関する法律）の制定や廃棄物処理法政省令改正等の国内法制度が整備され、段階的に施行されています。

水銀廃棄物

廃金属水銀及びその化合物（以下「廃金属水銀等」という。）、水銀汚染物、水銀添加廃製品の3つに分類されます。

- ・廃金属水銀等の例：ポロシメーターに使用された水銀、廃試薬、排ガス処理施設から回収された水銀
- ・水銀汚染物の例：水銀を含む汚泥、焼却残さ（燃え殻、ばいじん）
- ・水銀添加廃製品の例：ボタン型電池、医療用計測器類、工業用計測器類、蛍光灯、水銀スイッチ・リレー、歯科用水銀アマルガム、ワクチン保存剤（チメロサル）、無機薬品

水銀に関する水俣条約

水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するため、水銀のライフサイクル全般にわたる包括的な規制を定めた条約です。2013(平成 25)年 10 月に熊本市及び水俣市において開催された水銀に関する水俣条約外交会議において採択されました。今後、50 か国が締結してから 90 日後に発効します。（我が国は 2016(平成 28)年 2 月 2 日に締結）

3 R（スリーアール）

排出抑制 Reduce、再使用 Reuse、再生利用 Recycle の三つの取組の頭文字（R）を取ったものです。

生活系ごみ

生活する過程で発生する廃棄物で、調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空き缶などの容器包装廃棄物や新聞、雑誌などがあります。

剪定枝

一般家庭や公園にある木の枝を払った後の枝の切りくずのことです。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定められています。これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

ダイオキシン類の毒性については、発がん作用、生殖機能、免疫機能への影響が懸念されています。

脱水

水分を含んでいる汚泥などから機械的に水分を除去することをいいます。

例えば、建設汚泥等は通常 80～98% の水分を含んでいるので、このままの状態では処理がしにくいいため、脱水して、含水率を 55～75% にしています。

多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のことです。

廃棄物処理法では、年間に 1,000 トン以上の産業廃棄物及び 50 トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を策定するとともに、その実施状況について都道府県知事又は廃棄物処理法に基づく政令市長に提出することが義務づけられています。

多量排出事業者等

県及び県内政令 4 市が協調して行う廃棄物自主管理事業において対象事業者とする、年間に 800 トン以上の産業廃棄物及び 40 トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者 (法定の多量排出事業者 (「多量排出事業者」参照) のほか、前記の各数量に満たない任意参加事業者も含む) のことです。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することです。

チップ化

廃木材や剪定枝などの木材系廃棄物を破砕機等で細かく砕き、再生利用や減量化のために小片状にすることです。

中間処理

廃棄物の減量・減容化や、安全かつ安定した状態に変化させることをいいます。減量・減容の方法としては、脱水、焼却、破砕、圧縮などがあり、また、安全、安定化の方法としては、中和、熔融などがあります。

低炭素社会

石炭や石油などの燃料から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会のことです。

電子マニフェスト

「産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度」参照

登録再生利用事業者制度

食品廃棄物等の再生利用を行う再生利用事業者の育成を図るため、申請に基づき主務大臣が再生利用事業者を登録する制度です。登録を受けた再生利用事業者は、荷卸し地における一般廃棄物の収集運搬業の許可や、再生利用でできた肥料・飼料の製造・販売に関する届出が不要になるなどの特例が認められています。

特別管理（一般・産業）廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

【な行】

熱回収

可燃性廃棄物の焼却の際に得られる熱を利用して、発電や温水利用などをすることです。

【は行】

廃棄物処理業者

許可を受け、廃棄物の収集又は運搬、処分を業として行う者のことです。一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者に分類されます。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

排出者責任

廃棄物などを排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。

排出抑制（リデュース）

ごみになるものを作らない、売らない、買わない、製品を長く使用することなどにより、日々の生活や産業活動に伴うごみの発生を事前に抑制した上で、不要となったものを家庭や事業所等から外部に出すこと（排出）について、再使用を進めることなどにより抑制することです。

ばいじん

焼却により発生し、焼却施設の集じん施設やボイラー等で捕集された粒子状物質のことです。

フードチェーン

食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程のことです。

不適正保管

廃棄物処理法等の基準に違反して、廃棄物を保管している状態のことです。

不法投棄

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に廃棄することをい

います。廃棄物処理法では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、罰則が定められています。

分別収集

家庭などから排出されるごみを、処理方法に応じて分類し、収集することです。ごみを効率よく処理するために、「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分けて収集することや、缶、びん、古紙、ペットボトルなどを再資源化するために、他のものと分けて収集することをいいます。

ペーパーレス化

紙を使わずに、情報や資料をコンピュータなどによって処理・保存することです。

ポリ塩化ビフェニル（PCB：Polychlorinated Biphenyls）廃棄物

PCBやPCBを含む油又はPCBが塗布されたもの、封入されたものなどが廃棄物となったものです。特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物として、届出、適正保管及び定められた期限までの処理が義務づけられています。

PCB廃棄物処理基金

国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出せん金で造成された基金で、環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っています。

PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたものです。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられました。

【ま行】

無害化

有害な廃棄物を中間処理することで、無害な廃棄物にすることをいいます。廃棄物に含まれている有害物質の種類、性質によって様々な無害化の方法があります。

燃え殻

焼却施設の炉内に残った焼却灰のほか、石炭がらや廃活性炭などのことです。

【や行】

山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議（山静神）

山梨県、静岡県、神奈川県にまたがる富士箱根伊豆地域における不法投棄を防止するため、相互の連絡を密にした取組を行うことにより、同地域の環境保全を図る目的で設置された会議です。

優良産業廃棄物処理業者認定制度

優良品業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるため、2011(平成23)年に創設された制度です。通常の許可基準よりも厳しい基準をクリ

アした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定します。

容器包装

容器包装リサイクル法では、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となるものとしています。主なものは、鋼製（スチール製）容器、アルミニウム製容器、ガラス製容器、段ボール製容器及び飲料用紙製容器のほか、ペットボトル及びプラスチック製容器などです。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

資源の有効活用や廃棄物の適正処理を推進するため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いた事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律です。

【ら行】

リサイクル施設

びん、缶、ペットボトル、古紙などを分別し、再生利用の原料とするための施設です。



神奈川県

環境農政局環境部資源循環推進課調整グループ

横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111 (内線4147~4150) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7178>